

Discussion Paper Series A No.472

分配的正義の経済哲学：厚生主義から非厚生主義へ

吉原直毅

2006年1月

The Institute of Economic Research  
Hitotsubashi University  
Kunitachi, Tokyo, 186-8603 Japan

## 分配的正義の経済哲学:厚生主義から非厚生主義へ

吉原直毅

一橋大学経済研究所

初稿 2005 年 10 月 15 日 現稿 2005 年 12 月 14 日

1. イントロダクション
2. 厚生主義アプローチの何が問題か?
3. 非厚生主義的分配的正義論へのメカニズム・デザイン的アプローチ
  - 3.1. ロック主義的自己所有権と平等主義的分配原理の両立可能性
  - 3.2. ロナルド・ドゥウオーキンの「資源の平等」論を巡って
  - 3.3. 「責任と補償」原理に基づく経済的資源配分メカニズムの可能性
4. 非厚生主義的分配的正義論への社会的厚生関数アプローチ:
  - 4.1. 「機会の平等」論アプローチ: ロールズ=セン、アーネソン、パレース
  - 4.2. ローマーによる「機会の平等」政策実行メカニズムとしての社会的厚生関数
5. 結びに代えて

### 1. イントロダクション

伝統的な厚生経済学においては、完全競争市場における経済的資源配分機能の効率性の確認から出発しつつも、「市場の失敗」問題や「配分の公正性」問題等の解決の為に市場への政策的介入が不可欠であるとの基本認識に立っている。その認識は当然、共有しつつも、その上で適切な政策評価の方法や基準の提示、さらにそうした評価に適う政策メカニズムの提起を行う際には、その提起が現実の社会で生活する人々が直観的に持つであろう福祉のあり方に関する価値観に照らして妥当である事が問われるであろう。そうである限りにおいて、伝統的な厚生経済学的前提する厚生主義的立場・方法論は、批判的に評価されざるを得ないのではないか?

例えば、「生活保護制度の見直し」<sup>1</sup>問題は、就労に条件付けられた給付制度を推進する「ワークフェア」政策として位置づけられる<sup>2</sup>。この見直し案は、そこで提案された「自立支援プログラム」については被保護者のニーズの多様性を考慮した支援メニューの整備を位置づける等、評価すべき点も多いが、近年の経済的格差の拡大を反映する形で生活保護者数・率ともに増加し、かつ保護受給期間が長期化する傾向の下、老齢加算や母子加算の

---

<sup>1</sup>「生活保護制度の見直し」問題とは、「自立支援プログラム」の導入の提案など自立的支援制度・運用の見直しが検討される一方、老齢加算や母子加算の段階的廃止が検討され、全体として生活保護費の国庫負担率引き下げ(2007年度実施)と地方自治体への負担の転嫁が「三位一体改革」の一環として検討されている。

<sup>2</sup> 近年の福祉国家の危機の社会的・経済的背景ならびにその歴史的経緯についての明快なサーベイは、新川 (2004)において与えられている。また、「新しい福祉国家」路線の特徴として挙げられる「ワークフェア」や「積極的労働政策」等の欧米における展開のサーベイとして、宮本 (2004)が有益である。

段階的廃止の検討など、保護水準の切り下げの提案も含んでいる。さらに被保護者が「自立支援プログラム」への参加を拒否する場合の保護の停止・廃止というある種のインセンティブ・メカニズムを盛り込んでもいる。

こうした「ワークフェア」政策路線が、その背景に持つ生活保護についての理念とは、主に市場的論理・経済的効率性の配慮に動機付けられたものであり、言わば「福祉の市場化」の導入である事が伺われる。それに対しては、いかなる国民にも保証されるべき基本的人権<sup>3</sup>を脅かす仕組みであるという批判も少なくない。例えば、自立支援のプログラムが就労による自立を目的にしている点は評価に値するであろうが、それが適用された場合の実態として起こり得るのは、母子家庭の母親や病気の人など、働きたくても働けない状況があるにも関わらず、実情を無視した就労を強要するメカニズムとして機能する状況であり、そのような可能性への危惧の声や、その結果としての「ワークフェア」政策への代替案<sup>4</sup>の要請の声も当然ながら出てくるであろう。しかしながら、伝統的な厚生経済学において開発されてきた費用・便益分析や仮説的補償原理などの厚生主義的な政策評価は、後で議論するように、貨幣的に換算可能な消費選好の充足という福祉尺度に基づくものであり、上記のような基本的人権などの観点は「経済学以外の社会科学の学問領域」として、考察の対象から外している。実際、こうした観点は、財・サービスの消費水準に基づく評価のみでは捉えられない人の福祉や「善き生」についての概念や多様な評価軸を明確化しないことには、経済政策の社会的評価の際の参照基準にはなりづらいだろう事も容易に理解できる。

にも拘らず、「ワークフェア」的福祉政策への評価問題に限らず、一般に経済政策の妥当性を巡る議論において、伝統的な「経済学的」観点、すなわち厚生主義的な価値基準と、伝統的には上記の例のように「非経済学的」と扱われるような、しかしながら参照するに値する観点や価値基準との間での評価の対立は、政策の社会的意思決定過程において普遍的に見られる問題である。それ故に両価値を参照可能とする、より包括的な社会的評価の仕組みを確立することが求められることになろう。それによって、生活保護制度などの福祉政策についても、より適切な見識とバランス感覚の下での社会的評価や、代替案の提示なども可能になってくるであろう。

## 2. 厚生主義アプローチの何が問題か？

厚生主義とは人々が社会において享受する福祉状態に関する評価を、人々の主観的選好の充足度に基づいて行う立場・方法論と言ってよい。とりわけ新古典派経済学の舞台設定の下では、それは個々人の財・サービスの消費に関する主観的選好の充足度を情報的基礎として、社会の福祉状態を評価する議論であると要約する事が出来よう。こうした社会福祉の評価方法に関しては、アマルティア・セン[Sen (1979; 1980)]やロナルド・ドゥ

<sup>3</sup> いわゆる日本国憲法 25 条第 1 項の「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」の事である。

<sup>4</sup> そのような代替案として位置づけられているのが「基本所得」政策である。「基本所得」政策については、後藤・吉原 (2004) を参照の事。

ウォーキン[Dworkin (1981a; 2000)]などによる批判が良く知られている<sup>5</sup>。対して、(厚生)経済学の枠内に限れば、その厚生主義的方法についての問題点をより一層、先鋭化させた形で浮かび上がらせることができる。その点を、以下、いわゆる新厚生経済学派の**仮説的補償原理**に基づく政策評価方法を具体例として、見ていくことにしよう。

具体的に「仮説的補償原理」について言及しておこう。例えば既存の社会状態 X から、ある政策の実行によって社会状態が Y に移行した結果、個人 1 は状態が改善したものの、個人 2 の状態は悪化したとしよう。その際に、仮に個人 1 から個人 2 への何らかの所得移転による補償がなされるならば、その移転の結果として個人 2 が元々の社会状態 X のときに享受していた効用水準を確保することが出来、同時に個人 1 の効用水準は、その所得の一部が個人 2 へ移転したにも拘らず、元々の社会状態 X のときに比べて尚、高い水準にあることが見込まれるならば、X から Y への社会状態の移動をもたらす政策は実施すべきであると判断するのである。これは仮想的所得移転による仮想的パレート原理<sup>6</sup>の適用による政策の意思決定に関する判断基準であり、その意味でパレート効率性基準の拡張であるといわれる所以である<sup>7</sup>。

仮説的補償原理に代表される経済的厚生主義が、人々の財・サービスの消費に関する主観的選好の充足度という観点での福祉概念に立脚している、と言われることの意味をもう少し掘り下げて考えてみたい。すなわちその意味とは、個々人の福祉を、貨幣的測度で評価可能な、市場化可能な経済的財・サービスなどの消費から得る主観的選好の充足度としてのみ理解するという事であり、その結果、社会的厚生ないしは社会的福祉というものも、こうした意味での貨幣換算可能な経済的便益の総計として理解するものである。その様な評価は以下の様なマイクロ経済理論ではよく知られた命題によって裏付けることが出来る。すなわち、仮説的補償原理に基づく政策評価は、一定の条件下<sup>8</sup>では実は、国民所得テストに基づく政策評価と同値になる、と。つまりこの二つの政策評価は多くの状況において、同様の結論を導き出すのである。

国民所得テストとは、ある政策の実行による既存の社会状態 X から新たな社会状態 Y への移行の妥当性を、社会状態 X における国民総所得と社会状態 Y におけるそれとの比較によって判断する方法である。すなわち、社会状態 X よりも社会状態 Y の方が国民総

---

<sup>5</sup> それらは人々が享受する福祉を主観的選好の充足という観点からのみ評価する、その情報の基盤の限定性への批判であった。さらに、選好充足としての厚生概念に関しても、いかなる種類の選好の充足に起因しているかという問題に対して厚生主義が採る中立的態度を批判するものであった。すなわち、個人の持つ攻撃的嗜好(*offensive tastes*)の充足による効用も、高価な嗜好(*expensive tastes*)の充足による効用も、適応的選好形成ゆえの充足による効用も、あるいは「飼いやられた主婦(*termed housewife*)」などのような安価な嗜好(*cheaper tastes*)ゆえの充足による効用も、いずれも効用充足という一元的な尺度に還元して評価するという意味で、社会的厚生の評価において無差別に取り扱う点への批判であった。これらは、厚生主義の持つ一般的性格に関わる哲学的・方法論的批判である。

<sup>6</sup> パレート原理とは、社会状態 X において享受している全ての人々の効用水準が社会状態 Y における全ての人々の効用水準より上回るときに、X を Y よりも望ましいと判断する規範的基準である。

<sup>7</sup> 仮説的補償原理についてのより詳細な説明は、マイクロ経済学のテキスト・ブックを紐解かれる事を勧めたい。例えば、奥野・鈴木(1988)を参照の事。また、仮説的補償原理及び費用・便益分析に関する先端的研究の動向については、常木(2000)が詳しい。

<sup>8</sup> すなわち、「政策的移行による資源配分の変化がそれ程に大きくない」という条件である。より詳細には、吉原(2005)を参照の事。

所得が大きいのであれば、この政策は是認される<sup>9</sup>。かくして、仮説的補償原理と国民所得テストの同値性は、経済的厚生主義が想定する社会的厚生ないしは社会的福祉の概念とは、国民総所得という貨幣的尺度で量的評価可能な経済的総便益に他ならない事を意味しよう。しかも、国民総所得とは主に市場における財・サービスの取引の帰結であるから、経済的厚生主義の社会的福祉概念とは、主に市場を媒介して享受される経済的総便益であると総括できるのである。

したがって、「新自由主義」路線が貧富の格差や機会の不均等を拡大し、社会的弱者の状態を「絶対的」に悪化させるとしても、産業界の国際競争力の強化による企業収益性の改善が見込まれることで、結果的に総国民所得の上昇が想定されるならば、経済的厚生主義の立場からは是認される。しかし本来、社会的厚生ないし社会的福祉の概念とは著しく包括的なものであって、およそ思慮ある人であれば価値を承認するはずのすべてのものを含んでいる。経済的厚生主義が対象とする社会的厚生とは、この広義の概念としてのそれではなく、直接または間接的に貨幣という測定尺度と関連付けられる(市場)経済的側面としてのそれに限定されている。

経済的厚生主義の社会的厚生概念の限定性についてのこうした認識は、すでにその始祖とも言える A.C.ピグー[Pigou (1932)]において存在していた。例えば、ピグーは『厚生経済学』の「第 1 章 厚生と経済的厚生」において、「我々の研究範囲は、社会的厚生のうち、直接または間接に貨幣の尺度と関係付けられることのできる部分に限られることになる。この部分の厚生は経済的厚生と呼ぶことができよう。」と述べ、広い意味での厚生概念と「経済的厚生」概念とを区別し、当面の課題を「現実の近代社会の経済的厚生に影響を及ぼす或る重要な部類の原因」の研究に限定している。すなわち、貨幣尺度が適用可能な経済的厚生が経済学の対象であると限定したのであるが、彼自身はこうしたアプローチに潜む問題点も十分に認識していたのである。そのことを彼は「一つの経済的原因が非経済的厚生に対して及ぼす影響の仕方が経済的厚生に及ぼす影響を相殺するようなものであるかもしれぬ」と表現し、端的な例として経済的満足の追求に集中するようになる国民の、倫理的質の面での後退現象について、様々な例を列挙している。「ドイツ国民の注意は仕事をすることを覚えようという考えに集中され、そのために往時のように人物たることを学ぼうと努めなくなった」というわけである。

また、資本と労働との間の疎外的関係についても、ピグーは言及している。両者の対抗関係の根源は「賃金率に関する不満」というような経済的厚生上の問題に還元できるものではなく、「自由と責任とを労働者から奪い去り、彼らをば他人の便宜に応じてあるいは使用しあるいは捨て去るところの道具に過ぎぬもの」と位置づけられる労働者の「一般的地位」そのものに関する不満からも来ていると、論じており、こうした問題を非経済的厚生上の問題と位置づけている。その上で、「労働者に彼ら自身の生活を支配する能力を一層強

---

<sup>9</sup> この場合、政策的移行によって市場の価格体系が変化する可能性もあるから、両社会状態の国民所得の値は X における市場価格体系に基づいて算出されている。

めるようにするために、例えば労働者委員会を通じ使用者と協力して規律と職場の組織とに関する問題を監督すること、あるいは民主的な選挙による議会をして国有産業の責任を直接に負わしめること・・・などは、たとえ経済的厚生を変化せしめず、または実際にこれを毀損することとなっても、全体としての厚生を増大せしめるであろう。」とも論じているのである<sup>10</sup>。

以上のようなピグーの認識は、厚生主義の政策的含意を考える上で、重要な示唆を与えてくれる。実際、人々がその人生を通じて彼の厚生を高めるのは、経済的な消費活動によって享受する満足だけではない。人々は、良き家族関係、友人関係、隣人関係の存在によってしばしば自らの人生に幸福を感じずる事に見られるように、他者とのよき社会関係・コミュニケーションを形成する事を通じて豊かな良き生を享受しているという側面があり、また、新鮮できれいな空気や水、さらには新鮮な食生活にどの程度恵まれているかという点が、個人の人生評価に大きく影響する事からも見出されるように、豊かな自然環境に囲まれる中で地球に生息する生物として健康な生活を維持する事を通じて、豊かな良き生を享受していると言える。

広義の社会的厚生の水準を規定するこうした非市場経済的社会生活の諸側面が、例えば、社会的厚生を経済的側面における(潜在的)パレート主義的改善を試みる仮説的補償原理に基づく政策勧告の結果、果たしてより改善される方向に進むか、あるいは逆に市場がもたらすより効率的な私的財消費の満足の達成とは代替関係にあるのかは、一概には明らかではないのである。例えば、介護の問題などがそうであろう。介護労働というのは効率的な収益確保を目的とする競争的な営みというよりも協同的な営みであり、それに関わる人々の互恵的連帯やコミュニティがその営みを有効に機能させる上で重要なものと位置づけられよう<sup>11</sup>。こうした営みが「福祉サービスの市場化」という形で、利潤最大化企業などによって供給されることが、果たして介護がその受け手や担い手にもたらす「厚生」を高めるという観点で、どれほどに適切であるかは議論の余地がある。

以上の議論は、厚生主義的厚生経済学の持つ範疇の限定性への、厚生主義一元化的態度への戒めという程度の自己認識に留まるものであって、そうした範疇を乗り越える理論構築へと一歩踏み込むには至らないものである<sup>12</sup>。他方、新厚生経済学の担い手であっ

---

<sup>10</sup> もっとも、ピグー自身は経済的厚生としての厚生概念に限定して議論を展開する立場を正当化している。すなわち、「それにもかかわらず私は自分の意見として、特殊の知識が無い限り蓋然性の判断を下す余地があると思う。すなわち或る原因が経済的厚生に及ぼす影響を我々が確認した場合に、我々はこの影響をば、厚生全体に対する影響と比べてみて、その大きさにおいて異なるとも、おそらくその方向において相等しいものと見なしてよいであろう。・・・約言すれば、経済的厚生に対する経済的原因の影響に関する質的な結論は、厚生全体に対する影響についても当てはまるであろうという・・・一つの想定がここにある。・・・この想定が無効であるべきだと主張する人々は、それについて挙証の責任を負うものである」[Pigou (1932)], 翻訳 pp.20-21.、と。

<sup>11</sup> 例えば今田(2004)などを参照せよ。

<sup>12</sup> 実際、ピグー自身は経済的厚生としての厚生概念に限定して議論を展開する立場を正当化している。すなわち、「それにもかかわらず私は自分の意見として、特殊の知識が無い限り蓋然性の判断を下す余地があると思う。すなわち或る原因が経済的厚生に及ぼす影響を我々が確認した場合に、我々はこの影響をば、厚生全体に対する影響と比べてみて、その大きさにおいて異なるとも、おそらくその方向において相等しいものと見なしてよいであろう。・・・約言すれば、経済的厚生に対する経済的原因の影響に関する質的な結論は、厚生全体に対する影響についても当てはまるであろうという・・・一つの想定がここにある。・・・この想定が無効であるべきだと主張する人々は、それについて挙証の責任を

たジョン・ヒックス[Hicks (1959)]においては、同様の認識を共有しつつそうした自己限定性から一歩踏み出す必要性を主張するに到るのである<sup>13</sup>。ヒックスはその著書『世界経済論』の序文において、「『経済学者は、経済厚生を促進するであろうと自身の考える或る提案された行為の方向が、より高い立場からそれを無視するような理由からして却下される・・・のを経験する覚悟がなければならぬ』ということは十分に容認される場所である、と考える気にはなれない。」と述べ、「これは厚生のうち経済厚生に含まれぬ『部分』が存在すること、及びこの二種類の目的は衝突する可能性のあることの容認に過ぎない。経済学者は経済学者としての資格において依然として、彼『自身』の国境の内部にとどまることを許され」ているが、こうした経済学者の機能の自己限定性に対して、「経済学者はその責務に応えてはいない・・・。厚生主義者のいわゆる『非経済的的局面』をもたぬ『経済的』提案を行なうことは不可能である。経済学者が勧告を行うときは、彼はそれに全面的に責任がある。その勧告のすべての局面は、彼がそれを経済的と呼ぶことを欲すると否とに関わらず、彼の関心事項なのである。」と断言している。すなわち、社会的厚生ないし社会的福祉の(市場)経済的側面にのみ限定した政策勧告を行うことは実際には不可能である。従って、経済学者が政策勧告を行う際には、彼はその政策のあらゆる側面——経済的側面及び非経済的側面——に対して、全面的に責任があることを自覚すべきである、と。

また、ラディカル・エコノミストとして知られたハーバード・ギンタス[Gintis (1972)]も、新古典派経済理論の福祉モデルを〈消費と所得〉偏重と批判した上で、代替的な福祉モデルとして、「社会生活において実行される個人の活動から生じるものとしての福祉」論を提示している。ここで言う「活動」の個人的福祉に対する貢献として、(a) 個人が活動を遂行し、評価するために開発した個人的能力、(b) 活動がそのものとおこなわれるところの社会的活動文脈(労働、コミュニティ、環境、教育制度など)、(c) 活動をおこなうにあたり手段としての個人に利用可能な商品、以上を挙げている。そして、資本主義では個人的福祉をもたらす社会的活動文脈は、市場化された商品の消費のための手段となり、また、どれだけ積極的な社会的活動文脈に近づけるかは個人の所得稼得能力に依存すると主張する。従って、人々は望ましい社会的活動文脈へのアクセスのために、コミュニティを充実させる社会政策への支出よりも、個人的に福祉的消費財の購入によって対応しようとする傾向がある、とギンタスは指摘している。彼のこの議論も、ヒックスの自己批判と相通じる内容を持つものであり、その福祉モデルは、アマルティア・センの「機能と潜在能力」論などに代表される非厚生主義的な福祉理論を先取りする内容を持っていてと言っても良いものである。

### 3. 非厚生主義的分配的正義論へのメカニズム・デザインのアプローチ

#### 3.1. ロック主義的自己所有権と平等主義的分配原理の両立可能性

---

負うものである」[Pigou (1932)], 翻訳 pp.20-21.、と。

<sup>13</sup> Hicks (1959), 翻訳 pp. xi-xix.

厚生主義と正反対の立場に立つ分配的正義論がロバート・ノージック(1974)の議論である。ノージック(1974)は、個人がある資源を保有する際に、獲得と移転の正義の原理を満たす限りにのみ、その個人はその保有に対して権原があると定め、分配が公正であるのは全ての個人が彼の保有物に対して権原があるときだけであると定めた。「獲得の正義」は、天然資源・生産物・サービス等からなる外的資源(external resources)の専有の権原を規定する。すなわち、ある個人が外的資源の一部を専有する権原を有するのは、その資源が誰の所有物でもなく、かつ、彼がそれを専有することによって、それが誰によっても所有されていなかったときの社会状態と比較して、誰もその効用を下げることがないときである、と定められる。他方、「移転の正義」は、ある保有物をその権原を有する他の人からの自発的な贈与によって得る場合に、その保有物への権原を認める。他方、それが拳銃強盗によって他者から収奪したものである場合には権原は認められない。このように、「移転の正義」によって、市場における自発的交換が許容されるのに対して、「獲得の正義」は、外的世界が無所有の初期状態と比較して、パレート弱改善(「誰もその効用を下げることがない」)でありさえすれば、いかなる資源の専有に対しても権原を認めるから、結局、十分に整備された私的所有制度を前提とした市場の競争的資源配分は何であれ、正義の基準を満たすことを意味する。

このように、ノージックの議論は、帰結としての配分状態に対しては何らの制約を課そうとはせず、専ら、その配分に至るプロセスが専有と移転に関する正義の基準を満たすか否かに関心を向ける。それ故に、ノージックの議論は非帰結主義的手続き的正義論の一つに数え上げられる。ノージックの上述の正義論は、自己所有権の不可侵性を前提にした議論と位置づけられている。自己所有権とは、その思想的源泉はジョン・ロックに溯るものであり、すべての個人は自分の身体所有者であり、他者を傷つけることがない限り、自分自身の利益のためにいかようにも己の身体を利用することができるというものがある。ノージックの観点から自己所有権を解釈すれば、それは、無所有の外的資源に、他者の効用を下げることなく、己の労働を投入することによって得られる産出物は己の身体と不可分であるが故に専有権をもつのであり、その産出物への処分権を否定することは己の身体への自由権を否定することになるという含意を持つ。それ故に、政府による何らかの所得再配分政策は、個人の己の身体への処分権を否定するものであるが故に受け入れがたいとされる。それ故にまた、そのような所得再配分政策を正当化するような基準は、正義の基準たり得ないということになる。

自己所有権に基づいて外的資源の専有を正当化するノージックの議論はジョン・ロックの伝統に連なるものであるが、ロック自身のそれに比して、専有権により強い権限を与えている。ロック自身は自己所有権に基づく外的資源の専有に対してかなり強い制約を満たす限りで許容していたからである。すなわち、ある個人が外的資源の一部を専有する権原を有するのは、その資源が誰の所有物でもなく、かつ、彼がそれを専有することによっても他者が利用することのできる十分に豊富な資源が残されている場合にのみである、



と定められる。これを「ロックの但し書き」と言う。「ロックの但し書き」は、人々に手つかずで開かれている外的資源が稀少であるような社会的文脈においては、自己所有権に基づく専有が無条件に許容されるとは限らないことを意味する。それ故に、ロックの基準に基づくならば、ノージックの基準とは異なり、自己所有権を前提したとしても、極めて不均等な所得分配が正当化されるという命題が導出される必然性は存在しない。

ノージックの非帰結主義的手続き的正義論に基づけば、自己所有権を保障する形で十分に整備された私的所有制度を前提にする市場の競争的資源配分メカニズムは、その手続き的パフォーマンスに基づいて高く評価される。関連する議論は、ミルトン・フリードマンの『資本主義と自由』における「手続き的公平性」論に基づく、競争的市場メカニズムの正当化であろう。そこでいう「公平性」とは市場の持つ形式的な意味での「機会均等」、すなわち人々が生産性とは無関係な個人的特性によって差別的な処遇を受けることが無い、等々の機能についての言及である。その限りでの「手続き的公平性」に関して、市場のパフォーマンスを高く評価できることに関しては、我々も同意する。しかし、こうした評価が私的所有制度の下で市場が機能する資本主義経済システムを前提になされるとき、その評価は一面的なものである事も頭の隅に留めておくべきである。

こうした批判は、ジョン・ローマー[Roemer (1982)]などのアナリティカル・マルクス学派が展開する「搾取と階級の一般理論」<sup>14</sup>に基づいて導き出すことができる。生産手段の私的所有制度の下での市場経済の機能を考える限り、資産を持っている個人と資産を持っていない個人とでは、たとえ彼らの本来的に備わっていた才能や技能、あるいは勤勉に対する意欲という点においても、まったく差がないとしても、各々の経済的行為の選択の機会において大きな不均等が生じてしまうのである。無資産の個人は生きていくために、雇用労働者となって日々の糧を得るために奔走しなければならない。彼が生活手段を得るためには雇用が継続されなければならないから、職場において多少の不服や人権侵害があっても、上司に服従して働かざるを得ないという弱い立場にもならざるを得ない。他方、資産がある個人であれば、どこかの企業で雇用労働者として働いても良いし、資産の大きさ如何では、その利子収入だけで十分な生活の手段を確保することも出来、毎日を享樂的放蕩生活で彩ることも可能だ。もちろん、資産を自分の人的資本の陶冶のために投資して、自分の技能や将来のキャリア・アップの可能性を高めるようなより「生産的」な生き方も可能であるし、仮に雇用労働者として働いていても、いざとなれば資産で食いつなげるといふ裏づけがあれば、嫌な上司の命令や不当な人事的取り扱いに対しても服従する必要は必ずしもなく、辞職してしまえばよいと思って強気で行動することも可能だ。

以上の考察は、私的所有制度の下での市場メカニズムの原理的特性として、人々のライフ・チャンスの自己実現を自律的に選択する機会の大きさが、資産を持っているか否かだけで著しく不均等になり得る事を明らかにしていよう。こうした不均等は、市場による経済的資源配分に何らかの介入や結果の変更を加えない限り、ますます拡大する傾向

---

<sup>14</sup> この議論のより詳細な紹介を行っている邦文献としては、吉原(1998, 1999)を参照せよ。

があり、世代的にもこうした不均等が拡大再生産される傾向を有する。人々のライフ・チャンスの自己実現を自律的に選択する実質的機会の不均等を拡大するこのような傾向を、規範理論的に許容できないと考えるのであれば、何らかの所得再分配なり資源の再分配なりで、資産の不平等を緩和するしかないであろう。フリードマン等の手続き的公平性の観点による市場メカニズムの肯定的議論に欠けている洞察は、このような選択機会の不均等问题である。ローマーの「搾取と階級の一般理論」も、こうした洞察を焙り出すという意味で、今日的意義を持っていると言えるが、この議論が明らかにしたのは、私的所有制度こそが、資本主義経済における実質的機会の不均等の生成の源泉であるということだ。これは、結果的に私的所有制度を規範的に正当化する機能を果たすノージックの自己所有権論をも、その機能的観点から批判する意味を持っている。

ノージックの自己所有権論に対して、平等主義的分配の観点から批判を展開したのがコーエン(1985, 1986)である。コーエンは、自己所有権に基づいて外的資源の専有を正当化するノージックの議論に対して、その論理の曖昧さを突くことによって、たとえ自己所有権を不可侵の権利としたところで、それは分配に関するより平等主義的な基準と両立しうる事を論じた。第一に、コーエンは、外的資源の専有がなされた社会状態を評価する際に、それへの比較の対象となる社会状態として、外的資源の無所有状態だけを想定する根拠はないことを指摘した。二人の個人、 $A$ と $B$ がいて、外的資源として彼らが自由にアクセスできる土地が存在するような経済を考えてみよう。土地には天然の小麦が育っており、彼らの生産活動はこの小麦を刈り取ることでありとしよう。この土地でそれぞれが一人で労働するとき、 $A$ は1労働日当たり、 $m$ ブッシェルの小麦を刈ることができ、 $B$ は $n$ ブッシェル刈ることができるとしよう。いま、 $A$ がこの土地を先に専有し、さらに二人の個人での分業システムを設計した結果、 $A$ は1労働日当たり、 $m + p$ ブッシェルの小麦を獲得し、 $B$ は $n + q$ ブッシェルを獲得できるとしよう。(但し、 $p > q$ ) このとき、ノージックの基準に基づけば、 $A$ による土地の専有は正当である。

しかし、 $A$ がこの土地を先に専有したという事実が一つの偶然的事象である以上、逆に $B$ がこの土地を先に専有する場合も潜在的可能性を有する。その場合、 $B$ もまた $A$ と同様の分業システムを導入することができて、その結果、 $A$ は $m + q$ ブッシェルを、 $B$ は $n + p$ ブッシェルを獲得できるとしよう。もし、 $A$ が土地を専有する社会状態と比較されるものが、土地の無所有状態だけでなく、 $B$ が土地を専有する社会状態をも考慮するならば、パレート弱改善の基準に基づく限り、 $A$ による土地の専有は正当化されないことになる。なぜならば、 $B$ の状態が悪化しているからである。さらに、 $B$ による土地の専有が、 $A$ による土地の専有よりも、結果としてより効率的な分業システムの導入を可能にし、両個人ともより多くの収穫を得ることが可能である場合も生じうるのであって、その場合もパレート改善の観点に基づけば、 $A$ による土地の専有は正当化されがたいであろう。さらに、二人のうちいずれか一方が専有するばかりでなく、土地を二人の共同所有とし、何らかの資源配分プログラムの実行に同意するケースも有り得る。同意された資源配分プログラム

は、2人のいずれかが専有するときよりもさらに優れたもので、その結果、2人はより平等主義的かつパレート優位な配分を実現できる。この場合も、*A*による土地の専有は正当化の根拠がないと言えるであろう。ノージック流の専有権は、外的資源の無所有状態からその権利者によるその資源の専有によるパレート改善の可能性に正当性の根拠を置くロジックになっている。しかし、*A*による土地の専有状態と比較する対象が無所有状態だけに限られるべきである事の倫理的根拠が明示されない限り、このコーエンの議論の様に、比較の対象を色々置き換えたり拡張する事によって、まさに正当性の根拠としてのパレート改善の基準に基づいて、*A*による土地の専有は否定されるのである。その意味で、ノージックの議論は、土地の専有化を正当化する為の、必ずしも十分な論拠を与えるものだとは言えない。

第二に、外的資源が無所有である状態だけを比較の対象にする根拠がない以上、初期状態において外的資源が公的所有、あるいは共同所有であると想定することもできる。コーエンはその様な想定の下では、自己所有権を認めつつ、より平等主義的な資源配分の可能性があり得ることを論じ、平等主義的所得再分配の不当性を論ずるノージックの議論に反論して見せた。上述の例で、今、土地の共同所有者の一人である*B*は障害者であり、生産活動に従事できないと仮定しよう。共同所有とは、どれだけの小麦を刈り、それをどのように分配するかに関する二人の同意に基づき、資源配分が為されるということであり、交渉の結果、何らかの同意が得られない場合には、いずれも勝手に土地を利用することが許されず、したがって、両者の死を意味するものである。その様な状況において、*B*は己が働けないという事実ゆえに小麦の分け前を受け取れないという様な配分の仕方を拒否することができる。他方、*A*は、己の生産能力の行使が苦痛であるという理由によって、どれだけの小麦の刈り取りを行うかに関して基本的なイニシアチブを行使できるし、*B*よりもより多くの小麦を受け取る権利を主張できる。これは、二人の交渉の結果が、*A*の己の生産能力に対する自己所有権を否定することなく、ノージック流の*A*による専有が為されたときの小麦の不均衡分配に比して、より平等主義的な分配に帰着する可能性を示している。ノージック流の基準に基づく限り、*B*は生存することが保証されないからである。

上記のようなコーエンの議論は、特定の分配的正義の基準を適用して市場の外から、市場的資源配分に介入する立場を批判するノージックの本来の意図如何に関わり無く、自己所有権は平等主義的分配原理と十分に両立的である可能性を示唆している。外的資源がロックやノージックとは違って、公的所有の下にあると前提した上で、個人の自己所有権と平等主義的な分配基準の両立の可能性を数理経済学的手法を用いて探ったのが、ムーラン&ローマー(1989)である。そこでの議論では、個人間の効用が比較可能である世界を想定していたが、比較不可能な効用を持つ個人からなる世界で、外的資源の公的所有と自己所有権の共存する経済環境での望ましい資源配分解、すなわち公的所有解の提唱、およびその公理的特徴づけを行ったのが、ローマー&シルベスター(1989)である。以下、これらの議論について見ていきたい。

ここで考える経済環境は以下の様なモデルで表現できる。生産技術を全員で共有し、各個人が労働を提供する事で協同である財を生産する社会を考える。この社会における個人の全体集合は、2節のモデルと同様に  $N$  とし、 $\#N = n$  とする。この社会における一つの労働スキルのプロファイルを  $\mathbf{s} := (s_i)_{i \in N} \in \mathbf{R}_+^n$  で記述する事にする。ここで  $s_i$  は、任意の個人  $i$  の単位労働時間当たりに行使する、効率単位で評価された労働量を表している。また、 $u_i$  は2節のモデルと同様、任意の個人  $i$  の消費に関する選好順序を表現する実数値関数を意味するが、ここではその定義域である消費空間は  $Z := [0, \bar{x}] \times \mathbf{R}_+$  である。ここで、空間  $[0, \bar{x}]$  は、任意の個人の選択可能な労働時間の集合を意味し、 $\bar{x}$  は全ての個人に共通に与えられている、選択可能な労働時間の上限である。他方、非負の実数空間  $\mathbf{R}_+$  は、生産された財の消費空間を表す。任意の個人  $i$  の消費ベクトルは一般に、 $z_i = (x_i, y_i) \in Z$  によって記述される。 $Z$  上の選好順序を表す効用関数  $u_i$  は、労働時間に対して単調減少、生産される財の消費に対して強単調増加であると仮定される。その様な性質を共有する効用関数のプロファイル  $\mathbf{u} = (u_i)_{i \in N}$  が一つ与えられている。この社会で共有される生産技術は生産関数  $f: \mathbf{R}_+ \rightarrow \mathbf{R}_+$  但し、 $\forall x \in \mathbf{R}_+, f(x) = y$  で表され、この  $f$  は強単調増加かつ収穫非逓増な連続関数であるとする。かくして、一つの経済環境は  $e := \langle N; Z; \mathbf{u}; \mathbf{s}; f \rangle$  として定義され、その許容なクラスを  $E$  で表す事にする。

ある経済環境  $e = \langle N; Z; \mathbf{u}; \mathbf{s}; f \rangle \in E$  の下での実行可能配分は消費ベクトルの組み合わせ  $z := (z_i)_{i \in N} = (x_i, y_i)_{i \in N} \in Z^n$  であって、 $\sum_{i \in N} y_i \leq f\left(\sum_{i \in N} s_i x_i\right)$  を満たすものである。環境  $e$  の下での実行可能配分の集合を  $A(e)$  で記す事にする。また、資源配分ルールは対応  $\varphi$  であって、これは各経済環境  $e \in E$  に対して、実行可能配分の非空部分集合  $\varphi(e)$  を割り当てるものである。

以上の基本モデルの下で、ムーラン&ローマー(1989)では、全ての個人の効用関数が同一であるような特殊なケースについて考察している。そのような経済環境の部分集合を  $E_H \subset E$  で表し、その一般的な要素を  $e_H = \langle N; Z; \mathbf{u}; \mathbf{s}; f \rangle$  で表すことにしよう。ムーラン&ローマー(1989)は、配分ルール  $\varphi$  が満たすべき基準として以下のような公理を呈示した：

**定義域の普遍性:** 配分ルール  $\varphi$  は  $E_H$  上で定義される本質的一価写像<sup>15</sup>である。

<sup>15</sup> 本質的一価写像とは、この場合は、対応の割り当てる集合上の要素である全ての実行可能配分が、各個人の効用関数で評価してそれぞれ同じ効用水準となることを言う。

パレート最適性:  $\forall e_H \in E_H, \varphi(e_H) \subseteq P(e_H),$

但し  $P(e)$  は経済環境  $e$  におけるパレート効率配分の集合である。

労働スキルの自己所有権:  $\forall e_H \in E_H, \forall i, j \in N, s_i \geq s_j \Rightarrow u(\varphi_i(e_H)) \geq u(\varphi_j(e_H)),$

但し  $\varphi_i(e_H)$  は資源配分  $\varphi(e_H)$  において、個人  $i$  が受け取る消費ベクトルを表す。

生産技術に対する単調性:  $\forall e_H = \langle N; Z; u; \mathbf{s}; f \rangle, e'_H = \langle N; Z; u; \mathbf{s}'; f' \rangle \in E_H,$

$$[\forall L > 0, f(L) \geq f'(L)] \Rightarrow u(\varphi_i(e_H)) \geq u(\varphi_i(e'_H)) \quad (\forall i \in N).$$

弱者の保護:  $\forall e_H = \langle N; Z; u; \mathbf{s}; f \rangle, e'_H = \langle N; Z; u; \mathbf{s}'; f \rangle \in E_H,$

$$s_i = \min_{i \in N} \{s\} \ \& \ \mathbf{s}' = (s_i, \dots, s_i) \Rightarrow u(\varphi_i(e_H)) \geq u(\varphi_i(e'_H)).$$

以上の5つの公理のうち、第三の基準である**労働スキルの自己所有権**とは、2人の社会で考えるならば、個人1が2よりも低くない労働スキルを持って生まれてきた場合、ルールで指定する配分の結果、個人1の効用水準が個人2のそれよりも低くならない、と言うものである。第四の基準である**生産技術に対する単調性**とは、単位労働量当たりより多くの収穫が可能であるという意味でより進んだ生産技術が導入された場合、以前の生産技術の下での資源配分に比してパレート改善されるような配分を指定しなくてはならない、ということの意味する。第五である**弱者の保護**は、やはり2人の社会で考えるならば、個人1が2よりも低くない労働スキルを持っている場合、二人が共に個人2の労働スキルだけを持つ環境における資源配分の結果達成される個人2の効用水準と比べて、個人2の効用水準が低下するような資源配分を指定してはならない、というものである。

ムーラン&ローマー(1989)は上述の五つの基準を全て満たす様な資源配分解は、唯一、**厚生**の平等を満たす配分を指定するルールだけであることを証明した。すなわち、全ての個人が等しい効用水準を享受するようなパレート効率的配分ルールのみが唯一、5つの基準をパスするのである。上述の五つの基準のうち、**労働スキルの自己所有権**は、自己所有権の権利域に関する条件を記したものである。**生産技術に対する単調性**は外的資源の公的所有制が要請する条件である。なぜならば、公的に所有される生産要素の生産性が上

昇し、その結果、すべての個人の効用を上昇させるような資源配分が可能であるにも関わらず、ある個人の効用が悪化するようなルールは、そもそもその個人によって拒否させるであろう。**弱者の保護**もまた、外的資源の公有制に関する条件である。なぜならば、この条件は、先に述べた、コーエンによる、健全な個人  $A$  と障害者  $B$  の土地の共同所有に関する議論を定式化したものであるから。かくして、ムーラン&ローマー(1989)の帰結は、たとえ自己所有権を前提にしたとしても、外的資源が無所有でなく、公有であるという前提から出発するならば、平等主義的な資源配分が許容され得ることを示している。この帰結は、資本主義社会における著しい所得の不均等分配が正当化され得るのは、ノージックが主張するように自己所有権に基づく個人の自由権が不可侵であるためではなく、自己所有権を、必ずしも正当な根拠に基づくことなく、外的資源の専有権へと結び付けたことに起因しているという議論の裏付けを与えよう。

以上のムーラン&ローマー(1989)の議論は個人間の効用が比較可能である世界を想定していたが、比較不可能な効用を持つ個人からなる世界で、外的資源の公的所有と自己所有権の共存する経済環境での望ましい資源配分解、すなわち公的所有解の提唱、およびその公理的特徴づけを行ったのが、ローマー&シルベスター(1989)である。以下では、産関数がすべて凹関数であるような経済環境の部分集合を  $E_c \subset E$  とする。

個人間の効用が比較不可能な世界では、ムーラン&ローマー(1989)の**労働スキルの自己所有権**は有意味な条件でなくなる。ローマー&シルベスター(1989)は、代わりに以下のような**収穫一定経済における自由なアクセス**という基準を設定し、この基準とパレート効率性基準を伴って満たす資源配分を指定することを公的所有解の必要条件とした。

**収穫一定経済における自由なアクセス:**  $\forall e = \langle N; Z; \mathbf{u}; \mathbf{s}; f \rangle \in E,$

$$[f \text{ は線形関数である}] \Rightarrow \forall \mathbf{z} \in \varphi(e), \forall i \in N, z_i = \arg \max_{(x, f(s_i x)) \in Z} u_i(x, f(s_i x)).$$

**収穫一定経済における自由なアクセス**とは、生産技術が収穫一定の特性を持つような生産経済においては、すべての(合理的な)個人は自分が一人だけそのテクノロジーを利用することによって生産できる資源を保証されなければならないというものである。収穫一定生産経済とは、一人の個人が天然の小麦が育っている土地にアクセスして好きなだけ小麦を刈り取ったとしても、この土地の規模に上限がない故に、単位労働量当たりの小麦収穫量が低下しない状況を意味する。これは当に、「ロックの但し書き」が言及する前提条件に他ならない。したがってまた、**収穫一定経済における自由なアクセス**は「ロックの但し書き」の数理的定式化に他ならない。

ローマー&シルベスター(1989)は、配分ルールの基準としてさらに、**本質的一価性**<sup>16</sup>、**パレート最適性**、及び、**生産技術に対する単調性**を採用し、それらの基準を共に満たす

<sup>16</sup> これは、配分ルールの定義域上で、常にルールが本質的一価写像として定義されることを要請するものである。本質

資源配分解は唯一、以下に定義するような**収穫一定等価解**だけであることを示した。

**定義 1:** 配分ルール  $\varphi^{CRE}$  が**収穫一定等価解**と呼ばれるのは、以下の条件を満たすときである:

$$\forall e = \langle N; Z; \mathbf{u}; \mathbf{s}; f \rangle \in E, \forall \mathbf{z} \in \varphi^{CRE}(e),$$

$$\exists e_L = \langle N; Z; \mathbf{u}; \mathbf{s}; \alpha \rangle \in E_C \text{ s. t. } [\alpha \text{ は線形関数}] \ \& \ \exists \mathbf{z}' \in A(e_L) \text{ s. t. } \forall i \in N,$$

$$z'_i = \arg \max_{(x, \alpha(s, x)) \in Z} u_i(x, \alpha(s, x)) \ \& \ u_i(z'_i) = u_i(z_i).$$

**収穫一定等価解**とは、任意の経済環境の下で、パレート効率配分であり、かつ、ある仮定の**収穫一定生産経済**の下で全ての個人が自由にテクノロジーにアクセス出来る時に選択される配分と比較して、パレート無差別であるような配分を指定するルールとして定義される。これは、このルールによって、ある架空の**収穫一定生産経済**の下でのそれぞれの個人の最適消費ベクトルにおける効用水準が、実際の環境の下で等しく保証されるという意味で、平等主義的な性質を有している<sup>17</sup>。また、このルールは**生産技術に対する単調性**を満たすという点で、公的所有解としての資格を有し、かつ、**収穫一定経済における自由なアクセス**を満たすという点で、ノージックに比してより弱い意味でのロック的自己所有権を保証するルールであると位置づけることが出来る。

パレート最適性と**収穫一定経済における自由なアクセス**とを伴い満たす資源配分ルールとして、ローマー&シルベスター(1989)は、他に以下のように定義される二つの解を提唱した。

**定義 2 (Roemer and Silvestre (1989)):** 資源配分ルール  $\varphi^E$  は以下のような性質を持つとき、

**均等便益解 (equal benefit solution)**と呼ばれる:  $\forall e = \langle N; Z; \mathbf{u}; \mathbf{s}; f \rangle \in E_C,$

$$\forall \mathbf{z} = (x_i, y_i)_{i \in N} \in \varphi^E(e), \exists w > 0 \text{ s. t.}$$

$$(i) \left( \sum_{i \in N} s_i x_i, \sum_{i \in N} y_i \right) = \arg \max_{(x, y) \in \mathbf{R}_+^2} y - wx \text{ s. t. } y \leq f(x);$$

$$(ii) \forall i \in N, (x_i, y_i) = \arg \max_{(x', y') \in Z \cap B(w, s_i, a)} u_i(x', y'),$$

---

的一価写像の定義は、注 15 で言及したとおりである。

<sup>17</sup> **収穫一定等価解**は元々はマスコレル(1980)によって見出された解である。ローマー&シルベスター(1989)の上述の公理的特徴づけは、生産テクノロジーが**収穫非逓増**な性質をもつ経済環境の下での帰結であったが、類似の公理的特徴づけを、生産テクノロジーが**収穫非逓減**な場合に論じた文献として、ムーラン(1987)を挙げる事ができる。

但し、 $B(w, s_i, a)$  は賃金率  $w$  と利潤分配  $a$  の下での予算集合であり、

$$a = \frac{f(\sum_{i \in N} s_i x_i) - \sum_{i \in N} w s_i x_i}{n}.$$

これは均等な初期賦存の下での競争均衡配分を指定する資源配分ルールに他ならない。

**定義 3** (Roemer and Silvestre (1989)): 資源配分ルール  $\varphi^{PR}$  は以下のような性質を持つとき、

**比例配分解**(equal benefit solution) と呼ばれる:  $\forall e = \langle N; Z; \mathbf{u}; \mathbf{s}; f \rangle \in E_C$ ,

$$\forall \mathbf{z} = (x_i, y_i)_{i \in N} \in \varphi^{PR}(e), \mathbf{z} \in P(e) \ \& \ \forall i \in N, y_i = \frac{f(\sum_{j \in N} s_j x_j)}{\sum_{j \in N} s_j x_j} s_i x_i.$$

これは各経済環境において、すべての個人が己の投入した労働量に比例して産出財の分け前を受け取るという性質を満たすパレート効率配分の集合を指定するルールである。

これら二つの解は、その定義自体に直観的に魅力ある衡平概念を含意している。これらの解もまた、**収穫一定等価解**と同様、「ロックの但し書き」の条件を満たし、かつ、ノージックの予想に反してはるかに平等主義的な配分を指定するものである。残念ながら均等便益解も比例配分解も**生産技術に対する単調性**を満たさない。しかし、であるからと言ってこれら二つの解が公的所有解としての資格を有してはいない、と結論付ける必要はない。明らかにこれら二つの解は、**収穫一定等価解**にはない、利潤分配に関する直観的にも平等主義的に望ましい性質を有しているのであり、その点から見ても公的所有解としての資格があると言ってよいであろう。**均等便益解**の平等主義的性質は改めて言い換えるまでもないが、**比例配分解**もまた、それはマルクスの労働搾取の存在しない社会をもたらす資源配分ルールと解釈できる。その意味でこの解は、マルクスの社会主義社会の下でのルールとして適当であるとも解釈できるのである。

**収穫一定等価解**と同様に、**均等便益解**と**比例配分解**に関しても、それらの解の性質の直観的望ましきはかなり明確であるとはいえ、公理的特徴づけを行う意義はあると言えよう。実際、**均等便益解**の公理的特徴づけを行った文献として、ムーラン(1990)、吉原(1998)を挙げる事が出来る。また、**比例的配分解**の公理的特徴づけを行った文献として、ムーラン(1990)、ガスパート(1996)、及び吉原(1998)を挙げる事が出来る。ムーラン(1990)の仕事に関しては、ローマー(1996)でもその一部が紹介されている。

また、**比例的配分解**はそもそも存在が保証されるか自体、自明な問題ではないが、ローマー&シルベスター(1989;1993)は通常凸な性質を持つ一般的な経済環境で存在が保証される事を示した。この存在証明は、考察する経済モデルが一般的である利点の裏返しとして、極めて複雑で見通しのつきずらいものとなっている。他方、ローマー(1996)は、



ここで取り上げるような一投入一産出の単純化された生産経済上で比例配分解の存在証明を呈示しているが、彼の証明は極めてアド・ホックな仮定の追加によって議論を単純にしているという欠点がある。しかし吉原(2000)が証明した以下の命題を用いることで、この存在証明問題は、極めて一般的な想定の下で解決可能なのである：

**命題 1[Yoshihara (2000)]:** 任意の経済環境  $e = \langle N; Z; \mathbf{u}; \mathbf{s}; f \rangle \in E_C$  の下で、ある連続関数  $h^s : [0, \bar{x}]^n \rightarrow \mathbf{R}_+^n$  を、以下の性質を満たすように定義する： $\forall \mathbf{x} \in [0, \bar{x}]^n$ ,  $h^s(\mathbf{x}) = \mathbf{y}$  &  $f(\sum_{j \in N} S_j x_j) = \sum_{j \in N} y_j$ 。このとき、ある  $\mathbf{x}^* \in [0, \bar{x}]^n$  が存在して、 $(\mathbf{x}^*, h^s(\mathbf{x}^*)) \in P(e)$  である<sup>18</sup>。

実際、この命題を前提すれば、例えば

$$\forall i \in N, h_i^s(\mathbf{x}^*) = \frac{f(\sum_{j \in N} S_j x_j)}{\sum_{j \in N} S_j x_j} S_i x_i$$

と定義すれば、この関数は連続であることより、比例配分解の存在が確認できる。

### 3.2. ロナルド・ドゥウオーキンの「資源の平等」論を巡って

#### 3.2.1. 「責任と補償」論とドゥウオーキンの「資源の平等」論

ドゥウオーキン(Dworkin (1981a, 2000))は、何が「平等主義的分配」理論として適切であるかという問題の考察を通じて、厚生主義的分配の公正基準のうちとりわけ「厚生上の平等」論に関して以下のような批判をした<sup>19</sup>。3人の個人への資源(貨幣)の配分の問題を考える。今、個人1は心身健康であり、彼の消費嗜好も極めて標準的なもので、パンとビールの食事を摂る生活であっても十分な満足を得るものとする。個人2は心身健康であるが、極めて出費のかかる消費嗜好を発達させてきており、キャビアと高級ワイン無しでは日々の生活に十分な満足を得られないものとする。個人3は生まれつきのハンディキャップを有していて、健康な個人に変わらぬ日常生活を送る為には様々な器具を要するものとする。今、この個々人の消費嗜好は効用関数で表現可能であり、それは基数的測定可能であり、かつ、個人間比較可能であるとしよう。そのとき、個人1がパン一斤とビール一杯の食事を摂る生活から得る効用水準  $\bar{u}$  と等しい効用を得る為には個人2は十分なキャビアと高級ワイン一本を消費できなければならないとしよう。さらに個人3がパン一斤とビール一杯の食事を摂る生活から得る効用水準を個人1のそれと等しい水準にする為には、個人3は電動付き車椅子を利用しなければならないとしよう。今、社会に賦存する総貨幣

<sup>18</sup> この命題の証明については、Yoshihara (2000) もしくは Gotoh, Suzumura, and Yoshihara (2005: Appendix: Proposition 3)などを参照の事。

<sup>19</sup> その議論は基本的に厚生主義的分配的正義論一般に適用可能である。

額は 3 人が全員、効用水準  $\bar{u}$  を享受できるだけの大きさであるとするならば、「厚生  
の平等」基準に基づいて実行される政策は 3 人が等しく効用水準  $\bar{u}$  を享受するよ  
うな貨幣配分を行うであろう。しかし、この政策は我々の直観的な倫理観と整合  
的であるとは思われない。この場合の政策は個人 2 及び 3 への貨幣配分が個人 1  
へのそれより多くなる。つまり「厚生  
の平等」主義的政策はハンディキャップを背負っている事に起因する個人 3 の効  
用欠損を補償すると共に個人 2 の「出費のかかる選好」に起因する効用欠損をも  
同様に補償する事を意味する。しかしながら、後者が熟慮を伴って判断した上  
で自ら形成した選好であって、かつ、それに対して自己同一化(アイデンティ  
フィケーション)するような選好に基づく自発的選択の結果による欠損であ  
り、したがってその帰結に対して個人 2 は責任を負うべき(responsible)であ  
るのに対して、前者はハンディキャップの存在という環境的要因に基づく欠損  
であり、従ってその帰結に対して個人 3 は責任がない(non-responsible)事  
柄である。「厚生  
の平等」基準に基づいて社会状態を評価する限り、このような要因の違い —  
それが個人の責任の負うべき要因かそうでないか — を区別する事はない。し  
かし公正な再分配政策、補償政策はある個人の欠損が責任的要因であるか否  
かに知覚的であるべきであるというのが、ドゥウオーキンの「厚生  
の平等」批判のエッセンスの一つである<sup>20</sup>。

「厚生  
の平等」に代替する平等主義的分配理論としてドゥウオーキン(Dworkin  
(1981b, 2000))が展開したのが「資源の平等」論である。ドゥウオーキンは  
「資源の平等」論こそが、帰結に及ぼす個人の責任的要因を適切に取り扱う  
平等主義的再分配政策の提示を可能にすると考えた。ここで言うところの資  
源とは、土地、商品、物的資本財等、譲渡可能な(transferable)資源のみ  
ならず、環境制約的な(circumstantial)資源、すなわち、個人の労働ス  
キルレベルやその他の資質、あるいはハンディキャップ水準等々、個々人が  
偶然的に賦与された能力・資質をも含む概念である<sup>21</sup>。以下、前者を外  
的資源(external resources)、後者を内的資源(internal resources)と呼ぶ  
事にする。内的資源をも考察の対象にする事によって、ドゥウオーキンの  
議論は、偶然的・環境的要因に基づく個々人の状態の格差こそ社会的補償  
の対象であり、個人の目的や価値、選好の多元性に基づく個々人の状態の  
格差に対しては政策的中立性を保つような分配基準の設定を試みていると言  
える。実際、先程の 3 人の個人への貨幣配分の問題に戻って、「資源の平等」  
論を考察すれば、「資源の平等」の立場は以下のような政策の実行を要請す  
る事が解る：第一に、個人 2 は個人 1 と同額の貨幣額を受け取るに過ぎ  
ない。個人 2 の「出費のかかる選好」故に彼の効用の享受水準が個人 1  
のそれよりも低くなるとしてもそれは個人 1 の責任であり、社会的補償の  
対象にはならないからである。第二に、個人 3 に割り当てられる貨幣額は  
個人 1 や 2 のそれよりも多くなるであろう。つまりハンディキャップの存  
在という内的資源の欠損に伴う個人 3 の効用欠損は個人 3 に責任のない事  
柄故に社会的補償の対象になり得る。

換言すれば、「厚生  
の平等」論は不平等の帰結が導かれる限り、帰結に影響を及ぼ

<sup>20</sup> 「厚生主義」批判の文献としては、Sen (1979,1980,1985)をも参照の事。

<sup>21</sup> ドゥウオーキンの資源の概念に関するこれらの説明はローマーに負っている。Roemer (1996, pp.242-7)を参照の事。

す要因の全てが社会的補償の対象になるのに対して、「資源の平等」論は社会に個人間の不平等が存在する時、それを生み出す要因を個人的責任性を有する要因、すなわち個人の選好、と個人的責任のない環境的要因、すなわち内的資源、とに選別し、後者に基づく不平等のみを是正の対象にする立場であると整理する事が出来る<sup>22</sup>。

ドゥウォーキンの「資源の平等」論の基本的立場を以上の様に整理した上で問題になるのは、「資源の平等」主義的分配基準の設定に際して、内的資源賦存の個人間格差に起因する個々人の帰結の格差というものをいかにして同定するかという点である。換言すれば、内的資源賦存の個人間格差が存在する下ではいかなる外的資源の配分が、譲渡不可能な内的資源をも含めた包括的資源の平等を導くものと見做しうるであろうかという問題である。

### 3.2.2. ドゥウォーキンの「資源の平等」論と仮説的保険市場メカニズム

内的資源賦存の個人間格差が存在する下で、「包括的資源の平等」基準を導出する外的資源の配分ルールとしてドゥウォーキンはある仮説的保険市場メカニズム(hypothetical insurance market)を考えた。すなわち、このメカニズムから仮想的に導出される外的資源配分こそ、ハンディキャップのある個人に対して社会的にどれほど補償するかを決定する為の評価基準としての「包括的資源の平等」基準となる、と言うわけである。

仮想的保険市場モデルは以下の様な状況を想定する。いま個人は自分の効用関数、すなわち、生き方への嗜好性や野心の程度等々、について自覚しているが、自分がいかなる資質水準を持って生まれてくるかについてはある種の「誕生くじ」によって決定されるが故に、不確実性が存在すると仮定する。人々が内的資源に関して持っている情報は、この社会での資質水準の客観的確率分布だけである<sup>23</sup>。ここで、低水準の資質やもしくは重度のハンディキャップのくじを引いてしまった個人の、その後の人生に関する期待効用は、より低いものにならざるをえない。対して、優れた資質くじを引くことのできた個人の期待効用はより高いものになる。いま、すべての個人は等しい額の貨幣を与えられていて、それを用いて外的資源（物的資本財や消費財等）を購入すると同時に、ハンディキャップを持って生まれた場合への保険を購入することもできるとする。この条件付き債券市場を伴う市場経済において均衡が存在するならば、その均衡において各個人は、「誕生くじ」の結果として自分に帰属する可能性のあるハンディキャップ水準それぞれに対する補償金額が明記された保険契約を締結しているのである。この「誕生くじ」の設定とそれに対する保険契約の締結というストーリーは仮想的な世界である。しかしこの仮想

<sup>22</sup> このような平等主義的分配論を「要因選別的平等主義」(factor-selective egalitarian)として分類する事が出来る。(Fleurbaey (1995c))

<sup>23</sup> ローマー(1985)はこの様な状況を、「薄い無知のヴェール」と名づけた。ロールズ(1971)は「正義の二原理」がいかに社会契約として人々に同意され得るかを説明する為に、「無知のヴェール」を設定した。そこでは、個人は自分の資質水準ばかりでなく、自分の効用関数に関しても不確実性が存在する。ドゥウォーキンの設定が「薄い」と称されるのは、このロールズの設定との比較ゆえにである。

的世界の構成によって、現実のある特定の個人がある水準のハンディキャップを背負って存在している世界を、仮想的「誕生くじ」のもたらし得る一つの帰結であると解釈する事が可能である。従って、仮想的世界での保険契約均衡が、この現実の世界でハンディキャップのある個人にどれだけの外的資源による補償を行うべきかという問題に関する解を示していると考えられる。つまり、現実の世界であるハンディキャップを被っている個人が、もし「誕生くじ」に対する仮説的保険市場が存在したならば、このハンディキャップの可能性に対して購入したであろう条件付き補償こそが、この現実の世界において、「包括的資源の平等」論に照らして公正な補償政策を定めるのである。

ではなぜこの「誕生くじ」に対する仮想的保険市場の下での均衡配分が「包括的資源の平等」基準の導出を意味すると言えるのであろうか？この問いに関連して、ドゥウォーキン<sup>1</sup>は二種類の運(luck)概念、すなわちオプション・ラック(option luck)とブルート・ラック(brute luck)、を動員する。オプション・ラックとは、ギャンブルの享受によって伴う帰結に関する概念である。他方、ブルート・ラックとはギャンブルを経由せずに生ずるリスクに関する概念である。もし「誕生くじ」が公平なくじであり、全ての個人がくじに対する確率分布を正しく知っている下で、「誕生くじ」に対する保険市場が存在するならば、各個人が各内的資源くじに対してどれだけ保険を掛けるかもしくは掛けないかに関りなく、くじの結果はオプション・ラックを意味する。他方、「誕生くじ」に対する保険市場が存在しない下では、その帰結はブルート・ラックを含意する。従って、仮想的保険市場メカニズムの導入は、内的資源分布の偶然性というブルート・ラックの問題をオプション・ラックの問題に置き換える事を意味するわけである。

従って、上記の想定の下での保険市場均衡の帰結に対して、「資源の平等」主義者がクレームをつけるべき根拠はもはや存在しない。第一に、このようなオプション・ラックの帰結は、ドゥウォーキンに依れば、「誕生くじ」が公平なくじであり、くじに対する保険市場が市場の機会均等性を正しく維持し続けている限り、公正であると言わざるをえない。全ての個人は、くじに対する確率分布を正しく知っておりかつ己の選好を熟知している限り、市場において自発的に締結した保険契約の帰結に対してそれぞれ責任を負うべき立場である。また、この仮想的保険市場では全ての個人は初期賦存として均等な貨幣額を与えられており、従って、購入可能な保険契約に関する実質的機会集合は等しい。このような設定の下では、もはやブルート・ラックを含意するような事象は存在しない。なぜならば、この設定下で、もし個人間で保険契約の違いがあるとすれば、それは個人間の選好の違いを反映したもの以外に有り得ない。すなわち、ある水準のハンディキャップへの保険金が個人Aの方が個人Bより少ないのは、個人Bに比して、個人Aのリスク選好度の高さを反映するものであり、その様な選択の帰結に対して、個人Aは責任を負わなければならない。従って、「資源の平等」論に立脚する限り、この帰結に対して社会的補償を要請する倫理的根拠は存在しない。

このように、仮想的保険市場メカニズムは、ブルート・ラックに起因して生じう

る格差をオプション・ラックに起因する格差に置き換えることができる。したがって、包括的な「資源の平等」基準は、仮想的保険市場の均衡配分として設定することができるというわけである。また、上記の議論より、この保険市場均衡下では、等しいハンディキャップ水準を背負う個々人がいつも等しい補償を受け取るとは限らず、この補償額の格差は各個人のリスク選好の違いに起因した保険契約の内容に依存するという点にも気付くであろう。

### 3.2.3. ローマーによる、ドゥウオーキンの「資源の平等」論批判

ローマー (Roemer (1985, 1986, 1994, and 1996))はミクロ経済理論や公理的交渉ゲームの理論的分析装置を用いて、上述のドゥウオーキンの議論を精密に分析し、いくつかの批判的見解を示している。その批判の主要なポイントは、第一に、ドゥウオーキンの仮想的保険市場はそもそも「資源の平等」基準を設定するのに不適切なメカニズムである、第二に、そもそも「資源の平等」基準は、ドゥウオーキンが言うように、本当に「厚生 of 平等」基準に取って変わる独立した基準であるのだろうか、というものである。

第一の問題に関して、以下の様な例で考えてみよう。今、二人の個人、 $A$ と $B$ からなる共同体で、外的資源として総計 $\bar{C}$ のコーンがこの共同体に賦存しているとしよう。二人の個人 $A$ と $B$ はそれぞれ基数的測定可能で個人間比較可能な効用関数 $v(\cdot)$ 及び $w(\cdot)$ を有しているとする。但し、この二つの効用関数の間には

$$\text{任意の } C \geq 0 \text{ に関して、 } v(C) > w(C)$$

という関係が成立しているとしよう。この効用関数の違いの根拠がいったい何であるかは明らかにされていないものの、個人 $A$ と $B$ は、それぞれの効用関数 $v(\cdot)$ 及び $w(\cdot)$ の特性に関して責任があるものとしよう。この経済環境では、資源の範疇に属する要素は外的資源であるコーンだけである。資源が譲渡可能な外的資源だけである限り、「資源の平等」論に基づく資源配分は直ちに、 $(C_1, C_2) = \left(\frac{1}{2}\bar{C}, \frac{1}{2}\bar{C}\right)$ となる。その結果として個人 $B$ の享受する効用水準は個人 $A$ のそれよりも低いものとなるが、この帰結における不平等は責任的要因に基づいている故に、何ら社会的是正の対象にはならない。

次に、この個人 $A$ と $B$ の効用関数の効用生産性の違いは、実は二人の内的資源であるエンドルフィンの賦存量の違いに起因している事が明らかになったとしよう。さらに二人の効用関数は単にコーンの消費に対する選好を表現するだけでなく、実はコーン消費とエンドルフィンの組み合わせに対する選好を表す共通の効用関数として書き換えられる事が明らかになったとしよう。二人の個人 $A$ と $B$ が無自覚に消費していたそれぞれの内的資源であるエンドルフィンの賦存量を $a_1$ と $a_2$ で表し、それは $a_1 > a_2$ という関係を満たすとしよう。さらにコーンとエンドルフィンの消費に対する選好を表現する、二人の個人の共通の効用関数を $u(\cdot; \cdot)$ で表し、これは

$$\text{任意の } C \geq 0 \text{ に関して、 } u(C, a_1) = v(C), \text{ 及び、 } u(C, a_2) = w(C)$$

という性質を満たすものであるとしよう。これは明らかに  $u(C, a_2) < u(C, a_1)$  という性質を任意の  $C > 0$  に関して満たす。この外的資源の平等配分における帰結(効用水準)の不平等は今や二人の個人の互いに譲渡不可能な内的資源の不均等賦存に起因している事が明らかとなり、従って「包括的資源の平等」論はさらなる外的資源の再分配を要請する。なぜならば、この内的資源の不均等賦存は二人の個人の自発的意思の統制を超えた偶然的要因であるからである。

外的資源の再分配政策の内容を決定する為に、ここで仮想的にエンドルフィンの賦存量に関する「誕生くじ」を設定し、さらにドゥウォーキン流仮想的保険市場を設定しよう。今、この二人の個人は互いに等しい効用関数  $u(\cdot; \cdot)$  を持っている事を知っているが、内的資源  $a_1$  と  $a_2$  のいずれが自分に帰属する事になるのかについて不確実であるとしよう。いま、コーンは消費財であり、貨幣としても利用されていると考え、初期においてそれぞれの個人に  $1/2\bar{C}$  のコーンを分配するものとする。二人の個人はそのコーンを貨幣として、「誕生くじ」の結果に対する保険契約を締結する事を考える。その時に、任意の個人の保険契約に関する意思決定問題は、

$$\max_{C_1, C_2} \frac{1}{2} [u(C_1, a_1) + u(C_2, a_2)] \quad \text{s.t.} \quad C_1 + C_2 = \bar{C}.$$

で与えられる。ここで、 $C_1$  は個人  $A$  または  $B$  が、 $a_1$  というくじを引いたときに、保険金支払いもしくは受給の後に消費できるコーンの量である。同様に、 $C_2$  は個人  $A$  または  $B$  が、 $a_2$  というくじを引いた時に、保険金支払いもしくは受給の後に消費できるコーンの量である。いま、効用関数  $u(\cdot; \cdot)$  はコーン消費に関して単調増加であり、かつ強凹で連続微分可能な関数であるとする。さらに、分析の見通しをよくする為に以下の様な性質を満たすとしよう：

$$\text{任意の } C \geq 0 \text{ に関して、} \quad \frac{a_1}{a_2} u(C, a_2) = u\left(\frac{a_1}{a_2} C, a_1\right).$$

このような経済環境での保険市場均衡において、それが内点解であると仮定すれば、任意の個人の上述の最適化問題の一階条件は、 $u_C(C_1, a_1) = u_C(C_2, a_2)$  が成立することである。(但し、 $u_C(\cdot; \cdot)$  は  $u(\cdot; \cdot)$  の  $C > 0$  に関する偏微分係数を表す。) それゆえ、強凹かつ連続微分可能な性質と、上述の仮定により、最適な保険契約は

$$\frac{a_1}{a_2} C_2 = C_1$$

という性質を満たさなければならない。よって保険契約の履行の結果、外的資源の配分は  $C_1 > \frac{1}{2}\bar{C} > C_2$  という特徴を持ち、より不遇な内的資源賦存の境遇故に再分配政策によって正の外的資源による補償を受けるべき立場にある個人  $B$  はむしろ再分配の結果、それ以前の平等な外的資源分配の状況よりも状態が悪化している。これは「資源の平等」論が目標とすべき帰結としての資源配分とは言えない。この例を通して、ローマーは、ドゥウォー

キンが「資源の平等」論を提唱する動機として位置づけていた「責任と補償」原理と、「資源の平等」論が目的とする「内的資源の欠損に対するより多くの外的資源の割り当てによる補償」という帰結としての資源配分の特長とは両立し得ない事を明らかにしようとしているのである。しかし以上の議論はドゥウォーキン流仮想的保険市場メカニズムによっては両立出来ない事を示したに過ぎない。それ以外のどんなメカニズムを考えたとしても、「責任的補償原理」と「資源の平等」論の目的とが両立不可能である事を示さんとするのが、以下の第二の試みである。

第二の問題点に関しては、ローマー (Roemer (1986, 1987))が、経済環境下の公理的交渉ゲーム理論の枠組みを用いて、「資源の平等」政策が満たすべき必要条件を4つの公理として定義した後、この4つの公理をすべて満たす資源配分ルールは唯一、「厚生上の平等」基準を実行するものだけであることを証明した。以下、経済環境下の公理的交渉ゲームのモデルを定義する。 $n$ 人から構成される社会を考え、それを集合  $N$  で記述する事にしよう。この社会での経済問題は純粋交換経済の下である与えられた資源の  $n$ 人の個人への配分問題であり、各個人の消費選好は基数的に測定可能で個人間比較可能な効用関数によって表されるものとする。今、この社会で認識されている財の種類が  $m$ 個ある場合に、この  $m$ 種類財に対する効用関数のクラスを  $\mathbf{U}^{(m)}$  で表し、それは  $\mathbf{R}_+^m$  上の実数値効用関数であって、強単調増加、連続、かつ凹性を有し、さらに  $u(\mathbf{0}) = \mathbf{0}$  である様な全ての関数の集合であると仮定する。ここで一つの経済環境は財の種類、財の総賦存、効用関数のプロファイル、以上4つの組み合わせによって定義され、 $e = \langle m; \bar{x}; u^1, \dots, u^n \rangle$  として記述される。但し、 $\bar{x} \in \mathbf{R}_+^m$  であり、かつ、任意の  $i \in N$  に関して、 $u^i \in \mathbf{U}^{(m)}$  であるとする。<sup>24</sup> このように定義された、 $m$ 種類財のある経済環境のクラスは  $\Sigma^{(m)}$  で記述される。さらに  $\Sigma = \cup_m \Sigma^{(m)}$  であるとする。ある経済環境  $e \in \Sigma^{(m)}$  における効用可能性集合は、

$$S(e) := \{(\bar{u}^i)_{i \in N} \in \mathbf{R}_+^n \mid \exists (\bar{x}^i)_{i \in N} \in \mathbf{R}_+^n, \sum_{i \in N} \bar{x}^i \leq \bar{x}, u^i(\bar{x}^i) = \bar{u}^i (\forall i \in N)\}$$

によって定義される。効用関数の仮定より、効用可能性集合  $S(e)$  は、強包括的(strictly comprehensive)で、原点  $\mathbf{0} \in \mathbf{R}_+^n$  を含む閉凸集合となる。

配分ルール(もしくは配分メカニズム)は各経済環境  $e \in \Sigma$  に対して実行可能配分

<sup>24</sup> 例えば、先の2人の共同体でのコーンとエンドルフィン例における経済環境はここでは以下の様に記述される:

$$\langle 3; (\bar{c}, a_1, a_2); u_A, u_B \rangle \text{ 但し, } u_A, u_B \in \mathbf{U}^{(3)}, \text{ かつ}$$

$$\text{任意の } C \geq 0 \text{ に関して, } u_A(C, a_1, 0) = u_A(C, a_1, a_2) = u(C, a_1) \text{ 及び } u_B(C, 0, a_2) = u_B(C, a_1, a_2) = u(C, a_2).$$

集合  $A(e)$  のある非空部分集合を割り当てる対応  $F$  である<sup>25</sup>。ここでは、考察すべき配分ルールは以下の条件を満たすものに限定する：

**Axiom  $D^F$** ：配分ルール  $F$  は、任意の経済環境  $e \in \Sigma$  に対して、以下の2つの性質を持つ対応である：

**本質的一価性 (Essential single-valuedness)**:  $\forall (x^i)_{i \in N}, (\hat{x}^i)_{i \in N} \in F(e)$ ,

$$u^i(x^i) = u^i(\hat{x}^i) \quad (\forall i \in N),$$

及び、

**全対応 (Full correspondence)**:  $\forall (x^i)_{i \in N}, (\hat{x}^i)_{i \in N} \in A(e)$ ,

$$[(x^i)_{i \in N} \in F(e) \ \& \ u^i(x^i) = u^i(\hat{x}^i) \ (\forall i \in N)] \Rightarrow (\hat{x}^i)_{i \in N} \in F(e).$$

この条件によって、配分ルールは、自然な性質を満たす経済環境全てに関して、実行可能な資源配分の非空部分集合を指定するものであり、かつ、その集合のどの要素を選出しても各個人が獲得する効用水準は変わらないものとなる。

この配分ルールが「資源の平等」的配分ルールである限り最低限満たすべき条件としてローマーが定式化した4つの公理とは、以下の通りである。

**パレート最適性(PO) (Pareto Optimality)**:  $\forall e \in \Sigma, \forall (\hat{x}^i)_{i \in N} \in F(e), (\hat{x}^i)_{i \in N} \in P(e)$ .

**経済的対称性 (Sy) (Economic Symmetry)**:  $\forall e = \langle m; \bar{x}; u^1, \dots, u^n \rangle \in \Sigma,$

$$[u^i = u^j \ (\forall i, j \in N) \Rightarrow (\bar{x}/n, \dots, \bar{x}/n) \in F(e)].$$

**資源単調性 (RMON) (Resource Monotonicity)**:

$\forall e = \langle m; \bar{x}; u^1, \dots, u^n \rangle, e' = \langle m; \bar{x}'; u^1, \dots, u^n \rangle \in \Sigma,$

$$[\bar{x} \geq \bar{x}' \Rightarrow \mu_F(e) \geq \mu_F(e')],$$

但し  $\mu_F(e) := (u^i(F^i(e)))_{i \in N}$  &  $F^i(e)$  は  $F$  が  $e$  上で個人  $i$  に配分した財ベクトルの集合.

**次元間の資源配分の整合性 (CONRAD) (Consistency of Resource Allocation across**

<sup>25</sup> ここでは議論の簡単化の為に、配分ルールの定義域として考える経済環境は全て強単調の効用関数プロファイルをもつ、従ってそこから導出される効用可能性集合は強包括的になるものだけに限っている。ローマーのオリジナルの議論 (Roemer (1988,1996)) では、それ以外に弱単調の効用関数プロファイルをもつ、従ってそこから導出される効用可能性集合は弱包括的になるようなより広い経済環境のクラスをもルールの定義域として考察している。



Dimension): 環境  $e' = \langle m+l; (\bar{x}, \bar{y}); u^1, \dots, u^n \rangle \in \Sigma$  かつ,  $u^i \in \mathbf{U}^{(m+l)}$  ( $\forall i \in N$ ) において

$(\hat{x}^i, \hat{y}^i)_{i \in N} \in F(e')$  であるとする。但し、各個人は、財ベクトル  $y$  に対してその構成要素のうち高々1種類の財に対して正の効用を得るにすぎない。今  $m$  次元上の財空間で定義される効用関数で、以下の様なものを考える:

$$\forall x \in \mathbf{R}_+^m, u^{*i}(x) = u^i(x, \hat{y}^i) (\forall i \in N).$$

もし  $u^{*i}(0) = 0$  ( $\forall i \in N$ ) ならば  $u^{*i} \in \mathbf{U}^{(m)}$  となり、許容可能な経済環境  $e^* = \langle m; \bar{x}; u^{*1}, \dots, u^{*n} \rangle$  が定義される。このとき、もし  $S(e^*) = S(e')$  ならば、 $(\hat{x}^i)_{i \in N} \in F(e^*)$  とならねばならない。

上記の諸公理のうち、**経済的対称性**は以下の様な内容を持つ：配分ルールは、全員が同一の効用関数を持つならば、全員に等しい外的資源を配分しなければならない。また、**資源単調性**は以下の様な内容を持つ：配分ルールは、外的資源の賦存量が増加するという形で経済環境が変化したならば、いずれの個人の効用水準も悪化しないように配分しなければならない。他方、**次元間の資源配分の整合性**は以下の様な内容を持つ：外的資源と内的資源が存在する経済環境における個々人の効用可能性集合が、外的資源だけが存在する経済環境における個々人の効用可能性集合と等しい場合には、より大きい財の次元を持つ前者の下で配分ルールによって指定される配分から内的資源の財ベクトルを取り払う形で構成される配分が、より小さい財次元を持つ後者の下で、配分ルールによって指定されなければならない。

ローマーは**経済的対称性**と**資源単調性**は「資源の平等」を目的とする配分ルールが当然満たすべき必要条件であると位置づけた。他方、**次元間の資源配分の整合性**は、ドゥウオーキンの仮想的保険市場メカニズムが引き起こしてしまう上記の例——よりハンディキャップの大きい個人が資源配分政策によって状態がさらに悪化する——の状況を引き起こさない配分ルールを要請するものとして定義された。そもそもなぜこのような状況が生じてしまうのかについて、ローマーは、配分ルールが整合性(consistency)の条件を満たさない事——仮説的保険市場メカニズムの下では、エンドルフィンが隠れた内定資源として人々の効用生産に影響を与えていた事が発見される以前と以後とで指定される配分が変わってしまう——が元凶であると考えた。しかしながら、そもそもいかなる内的資源が人々の効用生産に影響しているかを常に完全に社会が認識する事は極めて情報コストの要する事であって、むしろ事後的に内的資源が発見されたとしてもルールの指定する外的資源配分の値を変えずに済むように予め設計しておく方が望ましい。この様な動機にもとづい

て提唱された公理こそが次元間の資源配分の整合性であるとされる。

以上の 4 つの公理を全て満たす「資源の平等」主義的配分ルールは以下に示すような特徴を持つ:

**定理 1 (Roemer (1986, 1988)):** パレート最適性 (PO), 経済的対称性 (Sy), 資源単調性 (RMON), 及び、次元間の資源配分の整合性 (CONRAD) を満たす唯一の配分ルール  $F$  が存在し、それは全ての個人に等しい効用水準を保証するパレート効率的配分を常に割り当てるものである。

この結果は、「資源の平等」主義的配分を実行するルールならば最低限満たすべき 4 つの必要条件によって公理的に特徴づけられるルールは「厚生平等」的配分を実行するものだけである事を示している。ドゥウォーキンによれば、「資源の平等」と「厚生平等」論とは、前者が「責任と補償」原理を満たすが後者は満たさないという点で、互いに相容れない原理であると位置づけられたわけだが、ローマーの定理は、4 つの公理が確かに「資源の平等」の最小限の理念を適切に把握していると思わせる限りにおいて、ドゥウォーキンのフレームワークを根本的に批判する結果を意味していると言えよう。

この 4 つの公理は全て帰結主義的な公理であり、「責任と補償」原理の理念を反映する条件は一つもないが、ローマーの見解に基づけば、「責任と補償」原理に基づくドゥウォーキン流「資源の平等」論もまたこれらの公理を満たさなければならないという事になる。しかし経済的対称性 (Sy)を除く他の 3 公理はいずれも「資源の平等」の必要条件としては強すぎる要求<sup>26</sup>か、もしくは本質的に無関係な要求<sup>27</sup>である様に思われる。「責任と補償」原理に基づく「資源の平等」主義的配分ルールもまたこれら 3 公理を満たさなければならないという、倫理的根拠は必ずしも明瞭ではない。<sup>28</sup>しかも以下で見るように、3 公理の中には本質的に「責任と補償」原理に基づく「資源の平等」論と相容れない性質を伴う条件も含まれているようにみえる。

CONRAD がそれに相当する<sup>29</sup>。この事を見る為に、先のコーンとエンドルフィン

<sup>26</sup> RMON 及び CONRAD がそれに相当する。

<sup>27</sup> PO がそれに相当する。

<sup>28</sup> Roemer (1994; chap. 7)では、4 つの公理に対する批判に答える形で、それぞれの公理を別のもっともらしい公理に置き換えるといかなるルールが導出されるかについての検討を行っている。

<sup>29</sup> 以下の議論のエッセンスはスキャンロン(Scanlon (1986))の CONRAD 批判と本質的に同タイプのものである。尚、ローマー自身、Roemer (1994; chap. 7; pp.178-9)において、このスキャンロンの CONRAD 批判を受け入れる形で、エンドルフィンの存在の発見によってハンディキャップのある個人の状態が却って悪くなる事を防ぐ為のより純粋な公理、「倒錯防止」(PP) (Perversity Prevention)を導入し、PO, Sy, RMON, PP の 4 公理を満たす配分ルールはもはや「厚生平等」基準を満たすものにならない事を論じている。以下、2 人の経済モデル上で PP の定義を与える:

**倒錯防止 (PP) (Perversity Prevention):** 任意の  $u, v \in \mathbf{U}^{m+2}$  で、以下の 2 つの性質を持つものを考える:

$$(1) \quad \forall x \in \mathbf{R}_+^m, \forall y \in \mathbf{R}_+, \quad u(x, y, 0) = v(x, 0, y),$$

$$(2) \quad \forall z \in \mathbf{R}_+, \quad u(x, 0, z) = u(x, 0, 0) = v(x, 0, 0) = v(x, z, 0).$$

ここで  $e = \langle m+2; (\bar{x}, \bar{a}, \bar{b}), u, v \rangle$ ,  $\bar{a} \geq \bar{b}$ ,  $e^* = \langle m; \bar{x}; u^*, v^* \rangle$ , 但し

$\forall x \in \mathbf{R}_+^m, u^*(x) = u(x, \bar{a}, 0)$  &  $v^*(x) = v(x, 0, \bar{b})$  であるとしよう。このとき、 $v(F^2(e)) \geq v^*(F^2(e^*))$  とならねばならない。

の経済の例を用いよう。注 24 で示したように、この例で定義される経済は

$$e' = \langle 3; (\bar{C}, a_1, a_2); u_A, u_B \rangle$$

で記述される。他方、エンドルフィンが隠された、 $e'$  の還元経済(reduced economy)は、

$$e^* = \langle 1; \bar{C}; v, w \rangle$$

で記述される。 $e'$  と  $e^*$  との関係は確かに CONRAD の前提条件を満たすものであり、従って、 $F(e') = F(e^*)$  が要請される。すでに明らかな様に、仮想的保険市場メカニズムはこの要請を満たさない。だが、個人  $A$  と個人  $B$  の効用関数の違いがエンドルフィンという隠れた内的資源の違いに起因するのではなく、個人  $A$  に比して個人  $B$  が常に享乐的な生活を選択し続ける事で「出費のかかる選好」を発達させてきたが故である場合もまた、環境は

$$e^{**} = \langle 1; \bar{C}; v', w' \rangle \text{ 但し } v' = v, w' = w$$

と表現され、これも環境  $e'$  の還元経済(reduced economy)となる。このとき、 $e'$  と  $e^{**}$  との関係が CONRAD の前提条件を満たす事も容易に確認できる為、 $F(e') = F(e^{**})$  とならねばならない。この事は、CONRAD が配分ルールに対して、個人  $B$  の効用欠損の原因が彼のハンディキャップである場合か、彼が自発的に「出費のかかる選好」を発達させてきた結果であるかに無関心である事を要求している事を意味する。以上より、CONRAD は、配分ルールに「責任と補償」原理の理念を放棄する事を要求する、「資源の平等」論にとっては極めて強い条件であり、ルールに限りなく厚生主義的な性質を賦課する公理であるように思われる。実際、ローマー (Roemer (1988)) 自身が証明しているように、CONRAD と以下で定義される「交渉問題における厚生主義」公理とは同値である事が示される<sup>30</sup>：

交渉問題における厚生主義(W) (Welfarism):  $\forall e, e' \in \Sigma,$

$$[S(e) = S(e') \Rightarrow \mu_F(e) \geq \mu_F(e')].$$

こうして見てくると、ローマーの一見パラドキシカルな帰結は、実は公理それ自体に結果が「厚生の平等」を導出せざるを得ないようになる仕組みが隠されており、また、「責任的補償原理」の理念に基づくドゥウオーキン流「資源の平等」論は事実上、分析の最初から考察の対象より外されてしまっている事に気付くであろう。その意味で、ローマーのドゥウオーキン批判の第二点目は失敗に終わっていると言ってよいだろう<sup>31</sup>。

<sup>30</sup> 正確には、

$$W \Rightarrow \text{CONRAD} \text{ かつ } \text{Axiom } D^\Sigma \cap \text{CONRAD} \Rightarrow W$$

が成立する。ここでは **Axiom**  $D^\Sigma$  を満たす配分ルールを仮定している為、**W** と **CONRAD** の同値性が言える。

<sup>31</sup> Yoshihara (2003, 2005) は、労働スキルに格差のある生産経済での資源配分の交渉問題を考え、「交渉問題における厚生主義」公理とは同値とはならない様な非厚生主義的公理体系で、主要な交渉解(平等主義解、ナッシュ解、カライ＝スモルディンスキー解)が特徴付けられる事を示した。そこではドゥウオーキンの「資源の平等」論を体現する交渉解は、ローマーの主張するような平等主義解ではなく、むしろナッシュ解である事も主張されている。

### 3.3. 「責任と補償」原理に基づく経済的資源配分メカニズムの可能性

ローマーは、ドゥウォーキンの「資源の平等」論によって導かれるであろう帰結の特徴に対して批判的分析を展開してきた(Roemer (1985,1986))が、「資源の平等」論の理論的背景であって、ドゥウォーキン以後のアーネソン(Arneson (1989))やコーヘン(Cohen (1989,1993))らの平等主義的哲学に継承された「責任と補償」原理自体は、ここ 15 年来の分配的正義論における注目すべき成果であると評価している(Roemer (1996:chap.8))。他方、この「責任と補償」原理自体を公理群として定式化し、この原理の論理的整合性、並びに、この原理によって正当化され得る配分ルールの特徴づけを、ミクロ経済理論の枠組みにおいて行ったのが、フロウベイ(Fleurbaey(1994,1995a,b))、ボッサール(Bossert (1995))、フロウベイ&マニキュエ(Fleurbaey and Maniquet (1996,1999a,b))等に代表される研究である。これらの諸研究では、まず帰結ないしは社会状態に影響を与える個人的諸要因を責任的要因(responsible factors)と非責任要因(non-responsible factors)に分別できる事を仮定する<sup>32</sup>。その上で、「責任と補償」原理を二つの独立した原理に分解する。第一は、「自然報酬の原理(principle of natural reward)」(Fleurbaey (1995b))と呼ぶもので、これは以下の様に定義される:もし何らかの「自然報酬機構」が存在するならば、それは出来る限り自由に機能させるべきであり、個人は適切な意思決定を行う事、ないしは好ましい特徴を持つ事によって、その機構から利益を得るべきである。この原理に基づく、責任的要因に関する個人の意思決定に起因する帰結の全てを彼は甘受しなければならない、と言われる。他方、第二の原理は「補償の原理(principle of compensation)」(Fleurbaey (1995b))と呼ぶもので、これは非責任的特質の格差による帰結への影響は外的資源によって相殺されるべき事を主張する。かくしてこれらの諸研究は、我々がこれまで「責任と補償」原理と称して来たアプローチはこれら互いに独立な2つの原理の共働によって定式化されるべき事、そして2つの原理が独立であるという事はこれらが本来互いに両立可能な主張であるかどうか自体、自明ではない事に注意を促した。実際、「自然報酬の原理」と「補償の原理」が一般に両立不可能である事を、これらの諸研究は、様々な経済問題の文脈において数理的に証明した。

第一のフロウベイ(Fleurbaey(1994,1995a))に代表される研究は、純粋交換経済において、効用の損失として体現される、ハンディキャップによる消費生活上の影響を貨幣による補償によって相殺する為の資源配分問題を定式化し、その問題の文脈で上記2つの原理を幾つかの公理群として定式化し、両原理の両立可能性について分析した。第二のボッサール(Bossert (1995))に代表される研究は、所得再分配モデルを定式化し、人々がそれぞれの事前的所得に対して部分的にしか責任がないときに適用されるファースト・ベスト再分配ルールが上記の2原理を満たす為の条件を明らかにしようとした。第3のフロウベイ

<sup>32</sup> 後に詳細に見るように、Fleurbaey(1994,1995a,b)及び Fleurbaey and Maniquet (1996,1999a)等の研究では、ドゥウォーキンのカット(Dworkin's cut)と同様、個人の選好が責任要因、個人のハンディキャップレベルないしはスキルレベルを非責任要因として仮定している。他方、Bossert (1995)等の研究では責任要因、非責任要因それぞれの内容は特定化されていない。

&マニクエ(Fleurbaey and Maniquet (1996,1999a))に代表される研究は、生産経済において、個々人に非責任的なスキル(skill)の格差が存在する下での資源配分問題を取り上げ、その問題の文脈で上記2つの原理の両立可能性について分析した<sup>33</sup>。以下では第一のアプローチに絞って、この分野の議論の一部を紹介したい<sup>34</sup>。

### 3.3.1. 拡張された純粋交換経済における責任と補償のミクロ経済理論

純粋交換経済における、ハンディキャップによる効用の損失を貨幣による補償によって相殺する資源配分問題において、フロウベイ(Fleurbaey(1994,1995a))は「自然報酬の原理」と「補償の原理」を、この問題の文脈で定義される配分ルールの性質に関する2つの公理として定式化した<sup>35</sup>。2つの公理とは、第一に、任意の2個人の間で偶然的要因が等しいならば、資源が平等に分配されることを要請する、「等しい障害に対する資源の平等」(EREH)の公理であり、第二に、任意の2個人の間で、主観的選好が等しいならば、等しい厚生水準が達成されることを要請する、「等しい選好に対する厚生水準の平等」(EWEP)の公理である。以下にその内容を簡単に紹介しよう。

ある一つの社会は集合  $N = \{1, \dots, n\}$  で表される個々人から構成されているとしよう。任意の個人  $i$  は移転不可能な内的資源、すなわちハンディキャップ  $y_i$  と、 $\mathbf{R}_+ \times \mathbf{Y}$  上で定義される選好順序  $R_i$  をもつ。ただし、 $\mathbf{R}_+$  は移転可能な外的資源に対する個人の消費可能空間をあらわし、 $\mathbf{Y}$  は存在しうるハンディキャップ水準  $y_i$  からなる集合を表す。社会には、ある固定された量の移転可能な外的資源  $\omega \in \mathbf{R}_{++}$  が賦存する。いま、 $y = (y_1, \dots, y_n)$  を個々人のハンディキャップ水準のプロファイル、 $R = (R_1, \dots, R_n)$  を個々人の選好のプロファイルを表すものとする<sup>36</sup>。注記すべきは、個々人のハンディキャップ水準は、彼らの責任が及ばない要因であり、他方、選好は、個々人の責任が及ぶ要因であると仮定されている点である。ここで、ある一つの経済環境はプロファイル  $e = (N, y, R, \omega)$  によって定義される。その普遍集合を  $D$  としよう。

社会の問題は、外的資源を個々人に分配する事である。すると、任意の環境  $e$  に賦存する財  $\omega$  の実行可能配分集合は、 $Z(e) := \{x \in \mathbf{R}_+^n \mid \sum_{i \in N} x_i = \omega\}$  として定義される。こ

のとき、配分ルールは関数  $\phi: D \rightarrow \mathbf{R}_+^n$  であり、それは任意の経済環境  $e \in D$  に対して、ある実行可能配分  $\phi(e) = x \in Z(e)$  を指定するものである<sup>37</sup>。今、 $\phi_i(e)$  はこのルールによって個人  $i$  に割り当てられる外的資源を表している。

<sup>33</sup> 以上3つのアプローチのうち、第1、第3の研究は、ドゥワーキン(Dworkin (1981b))の「野心対ハンディキャップ」、「野心対タレント」の構図を反映したものと考える事も出来よう。

<sup>34</sup> これらの諸研究についてのより包括的なサーベイ論文としては、Fleurbaey and Maniquet (1999b)及び吉原(2003)を見よ。

<sup>35</sup> フロウベイと同様の純粋交換経済で類似の分析を行った文献として Iturbe and Nieto (1996)がある。

<sup>36</sup> ドゥワーキン流「資源の平等」論に対するローマーの議論(Roemer (1985,1986))と異なり、ここでは個人の選好順序は序数的にのみ測定可能で、個人間比較不可能な効用関数で表現できるだけであるとされている。

<sup>37</sup> 以下では Fleurbaey(1995a)の定式に従って、配分ルールは一価関数として定義し、公理もそれに沿って記述される。しかしながら、Fleurbaey(1994)の定式の様に配分ルールを対応して定式化しても、以下の議論の本質に影響はない。

「自然報酬の原理」と「補償の原理」に関する2つの公理はそれぞれ以下の様に定式化されている:

等しいハンディキャップに対する等しい資源 (**EREH**) (Equal Resource for Equal Handicap):

$$\forall e \in D, \forall i, j \in N, [y_i = y_j \Rightarrow \phi_i(e) = \phi_j(e)].$$

等しい選好に対する等しい厚生 (**EWEP**) (Equal Welfare for Equal Preference):

$$\begin{aligned} & \forall e \in D, \forall i, j \in N, [R_i = R_j \Rightarrow (\phi_i(e), y_i) I_i (\phi_j(e), y_j), \\ & \text{or } \phi_i(e) = 0 \ \& \ (0, y_i) R_i (\phi_j(e), y_j), \text{ or } \phi_j(e) = 0 \ \& \ (0, y_j) R_j (\phi_i(e), y_i)]. \end{aligned}$$

**EREH** は、非責任要因に関する相違を資源の補償的分配の必要条件とする要請である。非責任要因に関して相違がない場合には、資源の格差的補償はなされないことを意味する。他方、**EWEP** は、非責任要因に関する相違のみが存在することを資源の補償的分配の十分条件とする要請であり、責任的要因に関する相違がない場合には、各人の主観的厚生上の帰結的格差が解消するまで、補償的分配がなされなければならないことを意味する。フロウベイはこれら両公理が矛盾する事を示した:

**命題 2** (Fleurbaey(1994,1995a)): **EREH** と **EWEP** とを共に満たす配分ルール  $\phi$  は存在しない。

**証明:**  $N = \{1,2,3,4\}$  の社会において、外的資源が  $y_1 = y_2 = 1$  及び、 $y_3 = y_4 = 3$  でありかつ、選好が  $R_1 = R_3$  及び、 $R_2 = R_4$  であるような環境で、選好  $R_1 = R_3$  は  $u(x, y) = x + y$  によって、 $R_2 = R_4$  は  $u'(x, y) = x + 2y$  によって表されるとする。さらに  $\omega = 5$  とする。このとき **EREH** と **EWEP** を適応すると、実行可能配分が存在しなくなり、結果が得られる。 **Q.E.D.**

フロウベイの分析の目的は、この不可能性定理を出発点として、2つの公理が両立可能となるまで各々の要請を弱めること、そして、両立可能となった弱められた2つの公理をみたす配分ルールのクラスを特定化することにあつた。以下がその第一ステップである:

$$\mathbf{EREH*}: \forall e \in D, [\forall i, j \in N, y_i = y_j] \Rightarrow [\forall i, j \in N, \phi_i(e) = \phi_j(e)].$$

**EWEP\***:  $\forall e \in D, [\forall i, j \in N, R_i = R_j] \Rightarrow [\forall i, j \in N, (\phi_i(e), y_i) I_i(\phi_j(e), y_j),$

or  $\phi_i(e) = 0 \& (0, y_i) R_i(\phi_j(e), y_j),$  or  $\phi_j(e) = 0 \& (0, y_j) R_i(\phi_i(e), y_i)].$

EREH\*とEWEP\*とを共に満たす配分ルール例は以下の議論でいくつか与えられる。

フロウベイは上記の2つの公理をさらに以下の様に弱めた。今、ある外的資源  $\tilde{y} \in Y$  及び、選好  $\tilde{R}$  が社会の参照水準としてそれぞれ与えられたとしよう。そのとき、

$\tilde{y}$ -EREH\*:  $\forall e \in D, [\forall i \in N, y_i = \tilde{y}] \Rightarrow [\forall i, j \in N, \phi_i(e) = \phi_j(e)].$

$\tilde{R}$ -EWEP\*:  $\forall e \in D, [\forall i \in N, R_i = \tilde{R}] \Rightarrow [\forall i, j \in N, (\phi_i(e), y_i) \tilde{I}(\phi_j(e), y_j),$

$\phi_i(e) = 0 \& (0, y_i) \tilde{R}(\phi_j(e), y_j),$  or  $\phi_j(e) = 0 \& (0, y_j) \tilde{R}(\phi_i(e), y_i)].$

$\tilde{y}$ -EREH\*とは、すべての社会構成員のハンディキャップが、社会が何らかのプロセスを経て——それがいかなるプロセスであるのか、という問題はここでは問わない——選択したある参照水準  $\tilde{y}$  と偶々一致するならば、任意の2人の個人に配分される資源は等しくならなければならないことを要請する公理である。これはもはや「自然報酬の原理」の要請として位置づけられるべきものではないように思われる。なぜならば、「自然報酬の原理」は、個々人の主観的選好の違い、従って責任要因の格差に対して配分ルールが無関心である事を要請するものであるが、 $\tilde{y}$ -EREH\* は全員の内的資源が、参照水準に一致しないとはいえ、偶々等しい場合でさえ、責任要因の格差に対する配分ルールの無関心性を必ずしも要求しないからである。

他方、 $\tilde{R}$ -EWEP\*とは、すべての社会構成員の選好が、社会が何らかのプロセスを経て——それがいかなるプロセスであるのか、という問題はここでは問わない——選択したある参照選好  $\tilde{R}$  と等しいならば、任意の2人の個人の厚生水準は等しくならなければならないことを要請する公理である。この公理は、全員が参照選好  $\tilde{R}$  を持つ場合には、ある個人の効用欠損がその個人の非責任要因に起因すると認める事を意味する。従って、全員の選好が偶々一致していたものの、それが参照選好に等しくない場合におけるある個人の効用欠損は彼の非責任要因に起因すると同定されるとは限らない事を意味するが、これが「補償の原理」として如何なる意味を有するかは自明ではない。

フロウベイは、以上の公理群と、厚生経済学における代表的な衡平基準——「無羨望」基準と「平等=等価」基準——との論理的関係を分析した。この経済モデルにおける「無羨

望」基準は以下の様に定義されよう：

**定義 4 (Roemer (1985), Fleurbaey (1994)):** 配分ルール  $\phi^{NE}$  が無羨望配分ルールであるのは

以下のときである： $\forall i, j \in N, \forall e \in D, (\phi_i^{NE}(e), y_i) I_i (\phi_j^{NE}(e), y_j)$ .

明らかに  $\phi^{NE}$  はそれが well-defined であるならば、EREH と EWEP とを共に満たす (Fleurbaey (1994))。しかしながら、Pazner and Schmeidler (1974) が労働スキルの異なる生産経済で効率的な無羨望配分が存在しない事を示した議論と類似の方法で、この経済でも  $\phi^{NE}$  は一般に well-defined でない事を確認できる。従って、フロウベイは「無羨望」基準を弱めた 4 つの配分ルールを提唱する。それらは、バランスされた最小羨望 (Balanced and Minimal Envy) 配分ルール (Fleurbaey (1994))、羨望強度ミニ・マックス (Minimax Envy Intensity) 配分ルール (Fleurbaey (1994))、最小全員一致支配 (Minimal Unanimous Domination) 配分ルール (Fleurbaey (1994), Iturbe and Nieto (1996))、及び、 $\tilde{R}$ -条件付き平等 ( $\tilde{R}$ -Conditional Equality) 配分ルール (Fleurbaey (1995a)) である。

バランスされた最小羨望配分ルールの定義の為に、配分の集合  $B(e)$  を以下に定義しよう： $x \in B(e)$  であるのは  $\forall i \in N$ ,

$$\#\{j \in N \mid (x_i, y_i) I_j (x_j, y_j)\} = \#\{j \in N \mid (x_i, y_i) I_i (x_j, y_j)\}.$$

また、 $E(e, x) := \#\{(i, j) \in N \times N \mid (x_j, y_j) P_i (x_i, y_i)\}$  とする。このとき、

**定義 5 (Fleurbaey(1994)):** 配分ルール  $\phi^{BME}$  がバランスされた最小羨望 (Balanced and Minimal Envy) 配分ルールであるのは以下のときである：

$$\forall e \in D, \phi^{BME}(e) \in B(e) \& \forall x \in B(e), E(e, \phi^{BME}(e)) \geq E(e, x).$$

羨望強度ミニ・マックス配分ルールは以下に定義される：

**定義 6 (Fleurbaey(1994)):** 配分ルール  $\phi^{MEI}$  が羨望強度ミニ・マックス (Minimax Envy Intensity) 配分ルールであるのは以下のときである： $\forall e \in D, \forall x \in Z(e)$ ,



$$\max_{i \in N} EI_i(e, x) \geq \max_{i \in N} EI_i(e, \phi^{MEI}(e)),$$

$$\text{但し } EI_i(e, x) := \min \{ \delta \in \mathbf{R} \mid \forall j \in N, (x_i + \delta, y_i) R_i(x_j, y_j) \}.$$

最小全員一致支配配分ルールの定義の為に、 $I_i^m := \{G \subseteq N \mid \#G = m, i \in G\}$ とし

よう:

**定義 7 (Fleurbaey (1994), Iturbe and Nieto (1996)):** 配分ルール  $\phi^{MUD}$  が**最小全員一致支配**

(Minimal Unanimous Domination)配分ルールであるのは以下のときである:

$$\forall e \in D, \exists m \in \{1, \dots, n\},$$

$$\left\{ \begin{array}{l} (i) \quad \forall i \in N, \forall G \in I_i^m, \forall j \in N, \exists k \in G, (\phi_i^{MUD}(e), y_i) I_k(\phi_j^{MUD}(e), y_j) \\ (ii) \quad \forall p < m, \forall x \in Z(e), \exists i \in N, \exists G \in I_i^p, \exists j \in N, \forall k \in G, (x_j, y_j) P_k(x_i, y_i) \end{array} \right.$$

これら3つのルールに関しては、以下の様な性質がある:

1. バランスされた最小羨望配分ルールは、**EREH\***と**EWEP\***とを共に満たすルールである (Fleurbaey (1994))。
2. 羨望強度ミニ・マックス配分ルールもまた、**EREH\***と**EWEP\***とを共に満たすルールである (Fleurbaey (1994))。
3. 最小全員一致支配配分ルールは、**EREH**と**EWEP\***とを共に満たすルールである (Fleurbaey (1994), Iturbe and Nieto (1996))。

これらのルールはいずれも各経済環境における個人の主観的選好プロファイルを情報的基礎として定義される「弱い無羨望」基準であるという点で、極めて厚生主義的の性質を有するものである。

一方、 $\tilde{R}$ -条件付き平等配分ルールは、必ずしも個人の主観的選好情報と関連づけて定義されとは限らない、ある参照すべき選好関係  $\tilde{R}$ ——それがいかなるプロセスの下で導出されたかについては問わない——による評価に基づく無羨望配分を要請するものである:

**定義 8 (Fleurbaey (1995a)):** 配分ルール  $\phi^{\tilde{R}CE}$  が  $\tilde{R}$ -条件付き平等 ( $\tilde{R}$ -Conditional Equality)配分ルールであるのは以下のときである:  $\forall e \in D, \forall i, j \in N,$

$$(\phi_i(e), y_i) \tilde{I}(\phi_j(e), y_j), \text{ or}$$

$$\phi_i(e) = 0 \& (0, y_i) \tilde{R}(\phi_j(e), y_j), \text{ or } \phi_j(e) = 0 \& (0, y_j) \tilde{R}(\phi_i(e), y_i).^{38}$$

$\tilde{R}$ -条件付き平等配分ルール  $\phi^{\tilde{R}CE}$  は EREH と  $\tilde{R}$ -EWEP\* とを伴に満たすルールである。

次に、この経済モデルにおける「平等=等価」基準は以下の様に定義される：

**定義 9 (Fleurbaey (1995a)):** 配分ルール  $\phi^{\tilde{y}EE}$  が  $\tilde{y}$ -平等=等価 ( $\tilde{y}$ -egalitarian equivalent)

配分ルールであるのは以下のときである:  $\forall e \in D, \exists \tilde{x} \in \mathbf{R}_+, \forall i \in N,$

$$(\phi_i^{\tilde{y}EE}(e), y_i) I_i(\tilde{x}, \tilde{y}), \text{ or } [\phi_i^{\tilde{y}EE}(e) = 0 \& (0, y_i) R_i(\tilde{x}, \tilde{y})].^{39}$$

$\tilde{y}$ -平等=等価配分ルール  $\phi^{\tilde{y}EE}$  は  $\tilde{y}$ -EREH\* と EWEP とを伴に満たすルールである。

厚生経済学における代表的な衡平配分ルール——無羨望配分ルールと平等=等価配分ルール——にとって馴染み深い、衡平性に関する別の視点に基づく評価原理をここで導入しよう：任意の環境  $e = (N, y, R, \omega) \in D$  が与えられた時、配分ルール  $\phi$  によって  $x \in Z(e)$  が割り当てられていたとしよう。このとき、社会  $N$  の部分集合  $G$  の下で構成される人口還元経済を  $e_G := (G, y_G, R_G, \sum_{i \in G} x_i)$ 、但し  $y_G = (y_i)_{i \in G}$  かつ  $R_G = (R_i)_{i \in N}$ 、で定義しよう。このとき、以下の公理を定める：

**整合性 (CON)(Consistency; Thomson (1988)):**  $\forall e \in D, \forall G \subseteq N,$

$$\phi_G(e) = \phi(e_G), \text{ 但し } \phi_G(e) := (\phi_i(e))_{i \in G}.$$

この公理はルールの人口変化に関する安定性を要請する条件である。衡平配分ルールの性能をチェックする際に、今日の厚生経済学においてしばしば適用される公理であるが、この整合性(CON)を満たす配分ルールで、EWEP\* と EREH\* とを伴に満たすものは残念ながら存在しない(Fleurbaey(1995a))。しかし、フロウベイは「自然報酬の原理」と「補償の原理」を体現する公理をそれぞれ  $\tilde{R}$ -EWEP\* と  $\tilde{y}$ -EREH\* に弱める事で、以下の可能性定理を導

<sup>38</sup> このルールが well-defined である事は、Fleurbaey(1995a)において証明されている。

<sup>39</sup> このルールが well-defined である事も、Fleurbaey(1995a)において証明されている。

き出した:

**定理 2 (Fleurbaey(1995a)):**  $\tilde{R}$ -条件付き平等配分ルール  $\phi^{\tilde{R}CE}$  は **EREH\*** と  $\tilde{R}$ -**EWEP\***、及び **CON** を満たす唯一の配分ルールである。 $\tilde{y}$ -平等=等価配分ルール  $\phi^{\tilde{y}EE}$  は  $\tilde{y}$ -**EREH\*** と **EWEP\***、及び **CON** を満たす唯一の配分ルールである。

これらの研究は、「責任と補償」原理を通じて、個人の消費空間に分割不可能で移転不可能な内的資源の次元を含んだ拡張された資源配分問題において、伝統的な二つの公平配分基準——「無羨望」基準と「平等=等価」基準——の示すパフォーマンスの特徴分けを行う事に貢献して来た。第一に、これはドゥウォーキンが自らの「資源の平等」論を「無羨望」基準に基づいて正当化しようとした試みの正しさを示すものと言えようが、「責任と補償」原理は、それが「自然報酬の原理」と「補償の原理」をそれぞれ表す 2 つの公理の共働として定式化され得る限りにおいて、「無羨望」基準と密接な関係がある。しかし、この環境において無羨望配分ルールは一般に **well-defined** でないという欠点があった。他方、「平等=等価」基準は「自然報酬の原理」と「補償の原理」の主張をかなり弱めた 2 公理と関係づけられる。とりわけ、それは「補償の原理」をかなり強い定式(**EWEP**)で満たすが、「自然報酬の原理」の観点で魅力的な性質を備えているとは言い難い。また、ある社会的な参照選好による評価に基づく「無羨望」配分を割り当てるルール  $\phi^{\tilde{R}CE}$  は、むしろ「自然報酬の原理」をかなり強い定式(**EREH**)で満たすが、「補償の原理」の観点で魅力的な性質を備えているとは言い難い。

#### 4. 非厚生主義的分配的正義論への社会的厚生関数アプローチ

##### 4.1. 「機会の平等」論アプローチ:ロールズ=セン、アーネソン、パレース

###### 4.1.1. ロールズ=センの非厚生主義的分配的正義論

ロールズの正義論(Rawls 1971,1980,1982a, 1993)とセンの潜在能力理論(Sen 1980,1985a,1985b)は、共通の基本的視座を持つ、一つの統一した非厚生主義的分配的正義論として理解する事が出来る。その共通する基本的視座は次のような 2 つの自由に設定される。第一は、個々人の目的の設定や手段の選択、ならびに社会的ルールの決定プロセスへの参加などに関わる行為主体的自由(**agency freedom**)である。第二は、個々人が実際に達成可能な機会の豊かさに関わる福祉的自由(**well-being freedom**)である。これら 2 つの自由の優先性をめぐって、あるいは、人間活動における自由の価値をめぐって、ロールズとセンの間には見解の相違が残るものの、2 つの自由がともに個人の主体的活動を支えるために必要不可欠な条件であるという認識において両者は一致する<sup>40</sup>。

<sup>40</sup> しかしながら、従来、分配的正義の理論において、行為主体的自由は配分ルールもしくは分配システムの手続き的正義の問題であるのに対し、福祉的自由はルールの帰結的正義の問題であるとして、二つの自由は並行的に、あるいは対立的に議論されてきた。例えば、競争市場メカニズムは選択の自由を妨げないという手続き的自由の観点から評価され、

ロールズは、合理性(the Rational)と公正性(the Reasonable)という2つの道徳的能力をもとに、自己の多元的な目的を設定し、追求し、改訂する点において、自由で平等である「市民」を理論的前提とした。基本的自由の平等、教育・就業の実質的機会の均等、経済的基本財の公正な格差的分配を内容とする正義の二原理は、市民的特性を形成し維持する上で必要不可欠な社会的基本財（自由、機会、所得と富、自尊の社会的基盤など）の分配方法を定める基本原理であり、社会の基礎構造、すなわち、諸社会システムの体系を規定するものとして構想されている。他方、より現実的な資源配分の仕組みを考案する際には、ロールズの理論的前提となっていた市民概念を基盤としつつも、その概念を多様な資質や能力、経済活動の選択によって特徴づけられる個人の概念へと拡張し、その上で、正義の二原理をみたす様な望ましい配分ルールを決定する社会的手続きを具体的に定式化する事には意義がある。その際に手がかりとなるのが、センの潜在能力理論(Sen (1980, 1985a,b))である。

センの潜在能力理論とは、資源を利用する個人的資質の多様性と社会的に配分された資源との関係を内在的に捉える「機能」(functionings)概念を用いて、個々人の客観的かつ個別多様な境遇を評価する途を開くものであった。センは、ある資源利用能力とある資源配分の下で達成可能となる機能の集合を「潜在能力」(capability)と定義し、この概念を用いて個々人の福祉的自由を定義した。すなわち、福祉的自由は、個々人が自己の活動を選択する際の実質的な機会の豊かさを表す、個人間比較可能な指標とされたのである。

ロールズの市民概念をセンの個人概念へと拡張すること、そして、合理性や公正性という市民としての共通の資質のみならず、生産技能の相違や障害の有無といった個人の多様な資質を考慮に入れることは、正義の第一原理である「基本的諸自由の平等」、ならびに第二原理の(a)「公正な機会均等」を実現する方法に何ら影響を与えるものでない。なぜならば、それらの原理は、個々人の目的や価値の相違に関わらず、また、資質や能力の相違に関わらず、構成員間での平等な取り扱いを要請するに過ぎないからである。行為主体的な自由や教育・就業の機会という社会的基本財は、まさに、市民としての共通の資質を形成し、発揮するために必要な基本財であって、その配分に関しては個々人の多様性に応じて個人間に格差をもたらす正当な理由は存在しない。

それに対して、第二原理の(b)「格差原理」(社会的、経済的不平等は、社会の最も不遇な人々の最大の利益に適うものでなければならない)を実現する資源配分ルールは、市民概念を前提するか、あるいは拡張された個人概念を前提に議論するかに応じて、その定式化において具体的な影響を被る。その理由は次の通りである。市民概念をベースとするとき、「最も不遇な人々」は、市民的必要(citizens' needs)によって、すなわち、保有する社会的基本財の不足によってのみ特徴づけられることになる。他方、拡張された個人の概念をベースとするとき、「最も不遇な人々」は、社会的基本財そのものではなく、それらの

---

他方、社会保障制度は、あらゆる人々の活動の実質的機会を最小限保障するという帰結的な自由の観点から専ら評価されてきた。

利用によって達成可能となる機能に関する個々人の機会集合（潜在能力）の大きさを比較する事を通じて、潜在能力上の必要が最も大きい人々として定義されることになる。ロールズの議論に対するこのような拡張は、ロールズ自身によってもその意義を認められている。すなわち、「私は、次の点においてセンに同意する。基本的潜在能力は第一義的重要性をもつこと、ならびに社会的基礎財の利用に関しては、常に、それらの潜在能力に関する諸前提に照らして検討されるべきであること」<sup>41</sup>と。

ところでそもそも、公正な資源配分とは何か、その内容を問うのが分配的正義論の課題であるが、そこで問われるべきは「何の平等？」という問題である。換言すれば、いかなる指標を用いて「公正な配分」の決定を行うか、という問題である。この問いに関して、ロールズ(Rawls (1971))の**格差原理(difference principle)**は、社会的基礎財(social primary goods)のマキシミン配分(maximin allocation)——社会的基礎財の受取に関して最も不遇な個人の状態が最もましになるような配分——を提唱する。センはロールズの分配的正義論を批判し、代替的な「**基本的潜在能力の平等(basic capability equality)**」論を提唱した(Sen (1980))。

功利主義は社会の全個人の効用の総和を最大にする資源配分を最適と見なす。今、全ての個人の効用関数が連続微分可能な強凹関数(つまり限界効用が逓減する様な関数)である下では、効用の総和の最大化は全ての個人の限界効用の均等化と同値である。では限界効用の均等化はいかなる道徳的意義があるのであろうか？限界効用を個人の必要度の高さを反映する指標と解釈するならば、功利主義は全ての個人の必要度を等しく取り扱う事を要請する議論であると言える。だがこのような正当化は、個々人の特性に多様性が見出されないような社会においてのみ可能である。例えば、身体障害者の個人 A と容易に陽気になれる健全な個人 B からなる社会における財(所得)の純粋分配問題を功利主義基準に基づいて考えてみよう。同じ所得水準を賦与された場合に、個人 A は常に個人 B よりも達成する効用水準が低いとしよう。これは任意の所得水準の下での A の限界効用が B のそれより低い事を意味するので、この所得分配問題への功利主義解は、個人 A により少ない所得を、個人 B により多くの所得を与える事となる。これは分配的正義についての我々の直観に反する現象である故に、功利主義は却下されよう。

セン(Sen (1980))は引き続き、効用水準の平等論について検討する。効用水準の平等論では上記の個人 A と B の所得分配問題において生じた、功利主義解のような病理的事態は起き得ない。上記例の場合、効用水準の平等を達成する為には、個人 A に B よりもより多くの所得を分配する必要があるからである。しかしながら効用水準の平等論においても、それが提唱する資源配分がどんなものであれ——平等主義解であれレキシミン解であれ——、以下の様な病理的現象を排除する事が出来ない：個人 1 と個人 2 からなる社会での純粋所得分配問題を考えてみよう。この二人の個人に同じ所得を与える限り常に個人 1

---

<sup>41</sup> Rawls (1993), p183.

の効用が個人 2 の効用より低いとしよう。その理由は、個人 1 が個人 2 に比して高価な嗜好(expensive taste)の持ち主であり、個人 2 がサンドウィッチとビールで享受できる標準的な効用水準を達成する為に、十分なシャンペインとキャビアを要求しなければならないのである。このとき、効用水準の平等論に基づく所得分配では、個人 1 がより多くのシャンペインとキャビアの購入を可能とするように、彼に個人 2 に比してより多くの所得を与えねばならない。だが、高価な嗜好の持ち主の効用欠損を補填する為に個人 2 の所得が減らされる事は、分配的正義についての我々の直観に反する現象である。

功利主義的平等論及び効用水準の平等論における以上の問題点は、これらの議論の厚生主義的性格から生じている——効用水準の平等論も功利主義も共に厚生主義的平等理論(welfarist equality)の一特殊形態である。厚生主義的平等理論とは、個々人が享受する効用水準の分配状態のみを情報的基礎として公正な資源配分を決定する立場である。従って、彼らの効用がいかなるプロセスで生じたものか、彼らの達成した効用の源泉は何か、という問いに関して無関心である。その結果、ある個人の効用水準に関する不遇が、彼の高価な嗜好が満たされていない為であろうとも、他人を貶める事によって喜びを感じず彼の攻撃的嗜好が十分に満たされていない為であろうとも、あるいは障害者である彼のニーズが十分に満たされていない為であろうとも、全て無差別にあるいは中立的に取り扱う事になる。これは厚生主義的平等論が我々の直観に整合的な理論を提供できない事を示していると言ってよい。

では非厚生主義的情報を考慮する平等論の一つであるロールズの議論はどうであろうか？ロールズの議論では、個々人の優位性(advantage)や不遇(disadvantage)は効用指標でなく、社会的基礎財の指標で評価される。社会的基礎財は、全ての合理的個人が己の人生設計を遂行する為に必要とする物(things)であり、具体的には「権利、自由と機会、所得と富、自尊の社会的ベース」等の要素を含むとされる。但し、これらの中で格差原理に基づく配分の対象になる財は「所得と富」のみである。しかしいずれにせよ、ロールズの議論では個人 1 の様な高価な嗜好の持ち主に個人 2 よりもより多くの所得を分配する事態は生じない。他方、個人 A のような障害者もまた、個人 B に比してより多くの所得を受け取る論拠も格差原理からは導かれず、両者はせいぜい均等な所得を受け取るに過ぎない。この点に関してセンは、格差原理の議論においては障害者の存在するケースの考察を当面延期とするロールズの立場に批判的である。そして現実に存在する個人間格差・多様性に起因する個々人のニーズの多様性を社会的基礎財アプローチは十分に捉えられないと論ずる。

センはさらに以下の様な例を考える：個人 a は身体障害者であり、その結果、同一の所得額の下での所得一単位の増加から引き出す効用増加分(すなわち限界効用)は常に健全な個人 b より低いものの、両者の効用水準は社会の総所得を均等分配した下では違いないとしよう。これは例えば、個人 a が極めて陽気な性格の持ち主で、虹を発見しただけでも幸福な気持ちになれる様な人間である為である、と説明できよう。このとき、功利

主義解は個人 a から均等分配された所得を取り上げ個人 b に与えるだけである。他方、効用水準の平等もロールズ格差原理も総所得の均等分配状態を変更しようとはしない。にもかかわらず、個人 a の障害者である事から生ずる負担を少しでも減少させる為に、彼により多くの所得を与えるべきであると考えれば、新しいタイプの平等理論が必要とされよう。

この要請に応え得る平等理論としてセンが提示するのが、**基本的潜在能力の平等論(basic capability equality)**である。センは、社会的基本財アプローチはこれらの財・資源が人々に何をなすのかではなく、財そのものに関心を寄せる点でフェテシズムに陥っていると批判する。他方、厚生主義は財・資源が人々に何をなすのかについての関心を、財に対する人間の心的反応の観点でのみ寄せているだけである。これらの議論で見落とされているのは、財を利用する事で人間は病気から脱却する事が出来る、適度な栄養状態を保つ事が出来る、移動が出来る、コミュニティの社会生活に参加する事が出来る、等々の人間の「行為と存在」——善き生(well-being)の客観的特性(objective characteristics)である。これらをセン(Sen (1985))は**機能(functioning)**と名付けた。今、そのような機能の種類が  $m$  種類あると仮定し、財の利用によって達成される  $m$  種類ある各機能  $k$  の達成水準がある非負実数値  $b_k$  で表現されるものと仮定しよう。その結果、与えられた財ベクトルを通じて個人が享受できる  $m$  種類の機能の達成水準が一つの  $m$  次元非負ベクトル  $\mathbf{b} = (b_k)$  で表される事になる。これを機能ベクトルと呼ぶ事にしよう。ところで、ある財を利用する仕方は多様であり得るが、それは個人による一つの財の様々な利用の仕方に応じて様々な機能ベクトルが達成可能である事を含意する。財の利用によって個人が達成可能な様々な機能ベクトルからなる集合を、センは**潜在能力(capability)**と呼んでいる。今個人  $i$  に与えられた財ないし所得が  $z$  であるときに、この  $z$  そのもの、もしくはその一部  $z' \leq z$  を利用してある機能ベクトルに変換するプロセスを**利用関数(utilization function)  $f^i$**  で表そう。すなわち、任意の  $z' \leq z$  に関して  $f^i(z') = \mathbf{b}'$ 、ここで  $\mathbf{b}'$  はある  $m$  次元機能ベクトルである。利用できる利用関数は彼にとってこの一種類だけとは限らないので、個人  $i$  に許容な利用関数の集合を  $F^i$  と決めておこう。この  $F^i$  は彼の資質やスキル等、個人の**客観的特性**を反映したものであり、一般に個々人で異なっている。身体障害者と健常者の違いはこの集合  $F^i$  の違いとして表現される。このとき、個人  $i$  が財  $z$  及び彼の客観的特性  $F^i$  を利用して達成可能な機能ベクトルの集合は

$$C_i(z) \equiv \left\{ \mathbf{b}' \mid \exists f^i \in F^i, \exists z' \leq z : \mathbf{b}' = f^i(z') \right\} = \bigcup_{f^i \in F^i} \bigcup_{z' \leq z} \left\{ \mathbf{b}' = f^i(z') \right\}$$

と定義される。潜在能力とは、この機能ベクトルの機会集合  $C_i(z)$  に他ならない。当然の事ながら潜在能力は、同一個人でも彼に賦存する財  $z$  の変化に応じて違ってくるし、また、同じ財  $z$  を与えられても個人  $i$  と個人  $j$  の客観的特性  $F^i$  と  $F^j$  の違いに応じて  $C_i(z)$  と  $C_j(z)$  も違った集合になりうる。この様に定義される個々人の潜在能力の水準を出来る限り均等

化する事こそ、センの基本的潜在能力の平等論が主張するものである。

では上記の個人 a と個人 b との所得分配問題は、潜在能力の平等論の下ではどうなり得るか？今、個人 a が障害者であるが故に任意の所得水準  $z$  に関して必ず  $C_a(z) \subset (\neq) C_b(z)$  が成立するとしよう。また、二人の個人いずれとも、もし  $z' \leq z$  ならば、 $C_a(z') \subseteq C_a(z)$  かつ  $C_b(z') \subseteq C_b(z)$  であるとしよう。前者は同じ所得を与えられる限り、障害者である個人 a は常に個人 b に比して享受可能な機能ベクトルの水準が低い事を意味する。後者は、所得水準に関して潜在能力水準は単調増加である事を意味する。このとき、総所得均等分配の下では、所得に関しても効用水準に関しても両個人に格差はないものの、明らかに潜在能力の不平等が存在している。よって個人 a に、個人 b に比してより多くの所得を与える事によって両者の潜在能力の格差を縮められるゆえに、そのような再分配は是認される。かくして潜在能力アプローチによって、我々の分配的正義の直観に整合的な帰結が理論的正当性を獲得できる事になる。

このように分配的正義論として魅力ある内容を持っているセンの潜在能力の平等論であるが、この議論には尚、以下のような追及すべき課題がある。一つは、実証研究者よりしばしば主張される機能ベクトルの指標化、潜在能力の指標化をどうするのかという疑問はさておき、そもそも個人間での潜在能力水準の違いが集合の包含関係で関係付けられるケースは稀である、という問題がある。その場合、異なる潜在能力の比較・評価をいかにして完備なもしくは不完備な順序関係として定義できるのであろうか<sup>42</sup>？その問題を含めて、そもそも「潜在能力の平等」とは如何なる社会状態であるのかについての包括的な理論分析をセン自身は行っていない。さらに言えば、上記のセンによる潜在能力の定式化は基本的に個人の潜在能力の記述に留まっていて、資源配分問題と個人間の潜在能力の分配問題とが論理的にどう関わるのかという点が問われずじまいである。換言すれば、「潜在能力の平等」理論が経済的資源配分の理論として定式化されていない<sup>43</sup>。

とはいえ、「潜在能力の平等」理論は、「何の平等か？」という問題に関して、社会的基本財(ロールズ)や包括的資源(ドゥウオーキン)など、何らかの資源の結果的配分状態に関する平等ではなく、(実質的) 機会の平等という観点での、本格的な理論展開の口火を切るものでもあったのである。

#### 4.1.2. リチャード・アーネソンの「厚生への機会の平等」論

ドゥウオーキンの考え方は、分配後の帰結の公正さに関心をおきつつも、帰結をもたらす諸要因を選別的に資源配分に反映させるという分配理論に途を開くものであった。

<sup>42</sup> この課題に関連する研究は、Pattanaik and Xu (1990)を出発点とする、機会集合のランキングに関する一連の公理的的研究であろう。また、Xu (2002, 2003)は、機会集合が潜在能力である場合の望ましいランキングについての公理的特徴づけを与えている。

<sup>43</sup> この課題に関連する先駆的研究として、Gotoh and Yoshihara (1999, 2003)が挙げられる。そこでは、センの「潜在能力の平等」基準とロールズの「基本的自由の平等」基準を満たす資源配分ルールのみか、メカニズム・デザインを行っている。また、Gotoh, Suzumura, and Yoshihara (2005)では、上記の二つの基準にプラスして、パレート効率性基準をも満たす資源配分ルールのみか、メカニズム・デザインを行っている。



ただし、彼の理論においては、個人の選好は一貫して責任的要因として扱われていた。それに対して、アーヌソン、コーエンは選好形成における自然的・社会的偶然性の存在を指摘し、それらのもたらす帰結的影響をも補償するような分配方法を提唱する<sup>44</sup>。彼らの提唱を受けて、ローマー(1996)は、何を責任的要因とみなすかという問題に関する、「ドゥウォーキンのカット (Dworkin's cut)」を退け、ドゥウォーキンの理論の真髓を次のように再定式化する<sup>45</sup>。帰結に影響を及ぼす要因が、個人の責任的意思の及ぶ要因と及ばない偶然的要因とに区別されたとするならば、前者に起因する帰結の格差に対しては政策的中立性を保ち、後者に起因する帰結の格差に対してのみ社会的に補償するような分配方法が望ましい。

ところで、個人の責任的意思を所与の機会集合からの選択と捉え、偶然的要因のもたらす影響を選択の機会集合への制約と捉えるとき、「責任と補償」原理は、機会の平等化を目的とする原理として解釈される。このような解釈を代表する議論が、アーヌソンの「厚生への機会の平等」(equality of opportunity for welfare)理論(Arneson (1989))である。彼は、個人のライフヒストリーにおける選択の機会と結果との連鎖を決定樹(decision tree)として捉え、個々人が最終的に到達する厚生ではなく、想定されるすべての選択のもとで到達可能となる個々人の効用水準の集合、すなわち厚生<sup>46</sup>の機会集合上の平等化を主張した。ここで、彼のいう到達可能性とは形式的な機会の存在に止まらず、認識能力その他の個人的資質、条件の相違を考慮したうえでの実行可能性を含む概念である<sup>46</sup>事から、機会集合上の平等化とは、自然的偶然的要因のもたらす不平等を移転可能な資源によって完全に補償することを意味する。厚生<sup>46</sup>の機会の平等化理論は、個人の選択の自由を尊重しつつも、機会の平等を要請する点において、しかも、自由尊重主義者(Libertarian)達の主張する形式的な機会の平等<sup>47</sup>のみならず、自由な選択によって到達可能となる厚生<sup>46</sup>の集合という実質的機会の平等を要請する点において、センの潜在能力理論と問題関心を共有する。

アーヌソンの「厚生への機会の平等化」理論 (Arneson (1989))に基づく資源の配分方法は、想定されるすべての選好、選択のもとで到達可能となる厚生<sup>46</sup>の機会を、個人の境遇を図る客観的指標とし、個々人の厚生への機会を平等化することを目的とする。アーヌソンの議論は以下の様に要約される:人生の出発点において、任意の個人は人生の進路に関する**決定樹**に直面している。決定樹は進路の種類に関する**パス**の集合から成り、各パスは決定樹の**ルート**から出発し、**最終ノード**で終着する。決定樹のルートにおいてパスの数は $n$ である。各パスはいかなるライフプラン及び選好を持つようになるかに関する異なる選択を表している。パスの選択の後に続く**枝**の選択、すなわち帰結する具体的な人生の種類

<sup>44</sup> アーヌソンの代替的アプローチ (Arneson (1989)) については、本稿の以下の説明を参照。コーエン (Cohen (1989, p932)) は、ドゥウォーキンへの批判として、彼のいう凶運 (Brute luck) のなかに、効用関数それ自体の形成に関する不運 (utility function misfortune) をも含めるべきことを主張する。

<sup>45</sup> Roemer (1996,p308)を参照の事。

<sup>46</sup> 厚生<sup>46</sup>の機会の平等は、すべての人が、本人の責任に由来するものではない、選択の能力 (ability to choose) や交渉力 (negotiating ability) の差を越えて、実効的に等価な (effectively equivalent) 選択肢に向き合うときに達成される。Arneson (1989, p86)。

<sup>47</sup> 自由尊重主義(Libertarian)とは、個人に対する不干渉という消極的自由の保証のみを社会的施策と認める立場である。彼らの立場からすると、個人の選択の自由を妨げないという意味での機会の平等は容認されるものの、選択肢の保障という積極的な社会的施策は容認されない。

に関する選択は全て**自然手番**によって決定される。かくして、これら  $n$  個の初期パスのそれぞれは一つの**人生くじ**を表し、これら人生くじを評価する一つの効用関数が定義されるものとする。

任意の2つの決定樹が等しい数の初期パスを持っており、この2つの決定樹の  $n$  個あるパスの間に一対一の対応関係があり、この対応関係は、一方の決定樹のそれぞれのパスの選択で得られる期待効用と他方の決定樹の対応するパスの選択で得られる期待効用が等しいという性質を満たすようなものであるとする。このとき、この2つの決定樹は**等価**であると定める。任意の2人の個人がそれぞれ直面している2つの決定樹が等価であり、一方の決定樹におけるそれぞれの初期パスの選択のアクセスの容易さやそのパスがいかなるタイプの人生くじであるかについての理解のしやすさに関して、他方の対応するパスのそれらと違いがない事が確認されるとしよう。このとき、この2人の個人は**実際に等価**である決定樹に直面している、と定める。アーヌソンは、任意の2人の個人が実際に等価な決定樹に直面できるように移転可能な資源を分配する時、**厚生に対する機会の平等**が遂行される、と定義した。<sup>48</sup>

以上の議論のエッセンスを、フロウベイ(Fleurbaey (1995c))に従って、数学的に定式化してみよう。すなわち、いま、社会構成員の集合を  $N = \{1, \dots, n\}$ 、社会が有する総資源賦存量を  $\omega \in \mathbf{R}_{++}$ 、個人  $i$  の天賦の能力を  $t_i$ 、存在しうる天賦の能力の集合を  $T$ 、個人  $i$  の個人的意思を  $w_i$ 、個人  $i$  の選択しうる個人的意思の集合を個人間で共通に  $W$  とする。この  $W$  が個々人に選択可能な人生くじの集合を表していると解釈する事が出来る。

総資源  $\omega \in \mathbf{R}_{++}$  の下でその配分  $r = (r_i)_{i \in N} \in \mathbf{R}_+^n$  は  $\sum_{i \in N} r_i = \omega$  を満たすとき、実行可能と定義しよう。実行可能配分集合を  $A$  とする。次に、任意の個人の厚生関数

$O: \mathbf{R}_+ \times T \times W \rightarrow \mathbf{R}$  を定める。このとき、あるプロフィール  $\mathbf{t} = (t_i)_{i \in N} \in T^n$  及び

$r = (r_i)_{i \in N} \in \mathbf{R}_+^n$  の下での個人  $i$  の決定樹(decision tree)は、 $\{(w_i, O(r_i, t_i, w_i)) \mid w_i \in W\}$  で定式化される。

このとき、任意に与えられたプロフィール  $\mathbf{t} \in T^n$  に対して決定樹を平等化する配分  $r \in \mathbf{R}_+^n$  は、任意の  $i, j \in N$  に対して、以下の性質を満たす配分である：

$$(1) r \in A,$$

$$(2) \{(w_i, O(r_i, t_i, w_i)) \mid w_i \in W\} = \{(w_j, O(r_j, t_j, w_j)) \mid w_j \in W\}.$$

上述された決定樹は厚生的事前的機会集合を表現している。ただし、それは、他者との相互依存関係が存在しないという、非現実的な仮定のもとで想定されたものにすぎない。相互依存関係が存在する場合には、たとえ、本人が以前と同じ選択をしたとしても、他者が

<sup>48</sup> アーヌソンの以上の議論をより簡単な数学モデルに定式化した文献として、Fleurbaey (1995 c)がある。

選択を変えた場合には、その影響によって、本人に開かれる厚生のお機集合が以前と異なつたものとなる可能性がある。このような難点を避け、個人間の相互依存関係を内生的に考慮したうえでの事前的な厚生のお機集合を定式化する方法は、フロウベイ自身によって示唆されている(Fluerbaey (1995d))もののそれは必ずしも完全に成功しているとは言い難い。以下は、それを適切に改善したものである。

上述のフレームワークにおいて、ベクトル関数  $r : T^n \times W^n \rightarrow \mathbf{R}_+^n$  を定義する。このとき、所与の  $\mathbf{t} \in T^n$  及び  $w_{-i} \in W^{n-1}$  と、ベクトル関数  $r$  の下で実現する個人  $i$  の「厚生への機会」は、 $\bigcup_{w_i^* \in W} O(r_i(w_i^*, w_{-i}, \mathbf{t}), t_i, w_i^*)$  によって定められる。これは、配分ルールと他者の行動を所与としたとき、自己の選択を変えることによって変化する分配分、そのもとで到達可能となる厚生のお機集合を表している。

かくして、「厚生への機会の平等」を実行する資源配分ルールは以下の条件をみたす関数  $r^H : W^n \times T^n \rightarrow \mathbf{R}_+^n$  として定義される：

- (1)  $\forall \mathbf{t} \in T^n, \forall w \in W^n, r^H(w, \mathbf{t}) \in A,$
- (2)  $\forall \mathbf{t} \in T^n, \forall w \in W^n, \forall i, j \in N,$

$$\bigcup_{w_i^* \in W} O(r_i^H(w_i^*, w_{-i}, \mathbf{t}), t_i, w_i^*) = \bigcup_{w_j^* \in W} O(r_j^H(w_j^*, w_{-j}, \mathbf{t}), t_j, w_j^*).$$

厚生関数  $O$  の定義より、各個人の直面する厚生機会の集合は、一次元上の線分として表現される。したがって、あらゆる個人  $i$  に関して  $O(0, \cdot) = 0$  という仮定をおくならば、関数  $r^H$  は、必ず解をもつことが確認される。

#### 4.1.3. ヴァン・パレースの「基本所得」論

ヴァン・パレースによれば、「公正な社会(just society)」とは自由な社会——個人的自由が保証された社会——であると考える<sup>49</sup>。彼のいう自由な社会の理念とは、個人的主権の下に、個人がしたいと欲するであろうどんな事であれ、行う自由(the freedom to do whatever one might want to do)をもつことである。それは、単に個人の嗜好の充足が妨げられないことを意味するものではなく、また特定の道徳的義務(ルソーの「一般意思」などのようなもの)によって規定された道徳的「選好」が充足されることを意味するものでもない。個人は自分自身の嗜好を自分以外の何者でもなく、自分自身によって形成する事を保証されなければならない。その意味において個人の自律性(autonomy)も自由の条件とされる。

個人がしたいと欲するであろうどんな事であれ、行うことができるという意味での個人的自由は、当然のことながら、他のいかなる主体の行使する強制や脅迫・暴力によって個人のなそうと思うであろう事が妨げられる事を許容しない。また、こうした消極的

<sup>49</sup> Van Parijs, P. (1995 ; Chapter 1).

自由の侵害がなされないように、社会による権利の保障(rights security)の確保とそれによる個人の自己所有権(self ownership)の確立・確保は前提されなければならない。その意味でそれは当然ながら消極的自由を包含する。しかし、他のいかなる主体の行使する強制や脅迫・暴力による個人的行為への制約からの自由としての、個人の権利——自己所有権——の確立・確保というのは、単なる形式的自由(formal freedom)の保証に過ぎない。それに対して、ヴァン・パレースの特徴は、実質的自由(real freedom)をも視野に入れるべきであると主張する点にある。実質的自由とは、個人の権利の確立・確保に言及するのみならず、個人が実際にどの程度、為す事が出来るか、為したい事の実現手段をどの程度、確保しているかにも関わってくる概念である。例えば、個人の購買力や個人に内在する能力並びに遺伝的特性も、彼のいう実質的自由の範囲を規定することになる。また一般に、個人の実質的自由の範囲は、彼に開かれている選択可能な人生の機会集合の大きさによって決まってくるとしたら、個人の持つ社会的権力、技術水準、資産・資本等々は、彼の選択可能な人生の機会集合の大きさを制約し、実質的自由の範囲を規定する事になるだろう。

かくしてヴァン・パレー스는、上記のような意味での実質的自由を全ての個人に出来るだけ多く与える事(real freedom for all)こそが、自由な社会の条件であると主張する。それは、さらに以下の 3 条件によって、より精密に規定される。すなわち、第一に、強制や暴力などによる侵害なしに諸権利がうまく執行されるような構造が存在すること(権利に関する安全保障の確立)であり、第二に、その構造の下で、個人の自己所有権が確立・確保されていることであり、第三に、以上の 2 条件の制約の下で、各個人は己が為したいと欲するであろうどんな事であれ、それを為すための最大限可能な機会が保証されていることである。この 3 条件は、それが並列的に要請される限り、矛盾する可能性をもつが、パレー스는 3 条件の間に次のような辞書的順序をつけることによって、矛盾を回避しようとしている。すなわち、第一の条件(権利に関する安全保障の確立)を第一次的に優先し、第一の条件の制約下で最大限の自己所有権の確保が要請される。また、上記 2 つの条件の優先的達成の下で第三の条件の達成が追求される。

第三の条件における「最大限可能な機会の保証」については注記が必要だろう。パレー스는それを機会集合のレキシミン配分として定式化している。ただし、レキシミン配分によって定まる「最大限可能な機会」の大きさは、当該社会に存在する個々人の才能や技能の程度、並びに当該社会の経済力(技術的生産力)や資源配分方法に依存することになる。このうち、前二者が社会にとっての外生変数であるのに対し、最後の「資源配分方法」は社会の決定変数である。したがって、実質的自由な社会の第三の条件は、適切な資源配分メカニズムの設計を要請するものとして解釈される。このような 3 つの条件を満たす「自由な社会」として「公正な社会」を規定する立場を、ヴァン・パレー스는「リアル・リバータリアン」と称している。

この「リアル・リバータリアン」について 2 点注記しておきたい。第一は、「リバータリアン」という名称が使われているからといって、あるいは、個人の自己所有権に関する

る優先的言及があるからといって、ヴァン・パレースの立場をいわゆるロック主義的リバータリアンの一派として位置づけることは出来ないという点である。なぜなら、彼のいう「自己所有権」とは、通常のロック主義的自己所有権概念に比してはるかに弱い条件によって規定されたものであり、その内容は、事実上、ロールズの「正義の第一原理」(Rawls (1974))が規定する内容に近いものと想定されるからである。すなわち、それは個人の意思決定の自由あるいはその尊重として理解されるものであり、具体的には政治的自由や職業選択の自由などに相当する。事実、ヴァン・パレースは、ロック主義的リバータリアンが言及する権原原理(entitlement principle)を「強い意味」でのそれと「弱い意味」でのそれとに分類し、自らの議論を「弱い意味」での権原原理に基づく自己所有権論として位置づけている。「弱い意味」での権原原理では、所有権はそれ自体、社会のコントロール変数とされ、一定の分配的目標を達成するように所有権を制約的に定義し再構成する立場と完全に両立可能である。それに対して、「強い意味」での権原原理は、所有権を社会のコントロール変数と見成す立場とは相容れない。社会にとって、所有権は一種のパラメーターであり、尊重するしかないものとして位置づけられている。この「強い意味」での権原原理こそ、ジョン・ロックの議論であり、ロバート・ノージック(Nozick (1974))等のリバータリアンが無所有的外的資源の原始的領有(original appropriation)の議論を展開させる論拠となったものである。

第二は、ヴァン・パレースの「リアル・リバータリアン」は、シュタイナーに代表されるような、全ての個人による初期的外的資源の平等な共同所有論を展開する左翼リバータリアンの一派と見なす事も出来ないという点である。外的資源の価値を全ての個人が均等にシェアすべきと考える点で、「リアル・リバータリアン」は左翼リバータリアンと共通性をもつ。しかし、両者の間には次のような相違がある。左翼リバータリアンは、外的資源の価値の均等シェアについて、いわゆる「自然権」の観点から正当化を試みるのに対して、「リアル・リバータリアン」は、実質的自由を実現する機会集合の最大限の保証という観点から、その経済的物的手段として外的資源の均等アクセスを位置づける<sup>50</sup>。さらに、「リアル・リバータリアン」は、同様の観点から、外的資源の均等シェアを超えた分配を要求する場合がある。例えば、個々人間で才能や技能、あるいは健康状態などの内的資源の賦存が異なる場合、ヴァン・パレースは機会集合のレキシミン配分の観点から、より内的資源の賦存において劣位にある個人はより多くの外的資源を受け取るべき事を主張する。この点において、ヴァン・パレースの「リアル・リバータリアン」は、むしろロールズの「格差原理」(Rawls (1971))やドゥオーキンの「資源の平等」論(Dworkin (1981b, 2000))等の左派リベラルと見解を共有している<sup>51</sup>。また、人々の選択の機会集合という実質的自由に着目する点において、彼の議論はアマルティア・センの「機能と潜在能力」アプローチ(Sen (1980, 1985))と共有点を持つと言える。

<sup>50</sup> Van Parijs, P. (1992) p.16 を参照の事。

<sup>51</sup> Van Parijs, P. (1995 ; Chapter 1)。

このようにリベラル派平等理論と多くの共通性を持つヴァン・パレースの「リアル・リバータリアン」の議論ではあるが、他方でそれは、いわゆる帰結主義的平等主義からも距離を置いている点に留意する必要があるだろう。帰結主義的平等主義との違いとして彼が挙げているのは、第一に、形式的自由に関連する 2 つの条件を優先的に要請している点である。第二に、人々の所得や厚生水準など、彼らが自らに開かれた機会集合から選択した結果ではなく、機会集合そのものの配分に着目する点である。最後に、機会集合の配分に関して平等化を要請するものの、具体的な配分方法としては、もっとも不遇な個人の状態を最優先に改善させるというレキシミン配分を要請している点である。レキシミン配分の特徴は、もっとも不遇な個人の状態が最大限に改善された状況が維持され続ける限りにおいて、より厚遇な個人の状態が不均等に改善される事を許容する点にある。

以上のように整理される実質的自由の社会を実現する制度的仕組みとして位置づけられるのが、「基本所得 (basic income)」制である。「基本所得」とは、当該社会の政府によって全ての社会の構成員に賦与される所得であり、それは、(1)その個人が労働市場に参入して、就労する意欲を持っているか否かに関わり無く、(2)その個人が富者であるか貧困者であるかに関わり無く、(3)その個人が誰と住んでいるかに関わり無く、そして、(4)その個人の居住地域がいずれかであるかに関わり無く、支払われるものである。これは通常の最低所得保証制度と以下の点で異なる。最低所得保証制度における福祉受給者は、(1)疾病や何らかのハンディキャップのためにそもそも就労する事が出来ないか、もしくは就労する意思を持っていながら失業などのため、現在就労していない旨を証明しなければならない(ワークテストの存在)、(2)国からの受給に値するほどに、十分な所得の源泉を持たない旨を証明しなければならない(資力調査の存在)、(3)受給に値するか、また仮に値するとしてもどの程度の受給に値するかは、その個人の属する家計構成、及び、その個人の居住地域の特性(大都市圏エリアか、地方都市圏か、過疎地かなど)に依存して決定される。

また「基本所得」は、ミルトン・フリードマンなどが提唱したいわゆる「負の所得税 (negative income tax)」とも、主にその手続き的性格において違いがある、とされる。すなわち、第一に、「基本所得」においては一定の所得が全ての個人に事前に与えられ、その上に各自が自由に所得を増やすべく経済活動をする事が可能であると考えられるのに対して、負の所得税は勤労所得額が一定以下の場合に限って事後的に給付される。第二に資力調査の実施を伴う負の所得税に比して、「基本所得」政策はその行政的執行費用の面で安上がりである事が期待され、ひいては給付の維持可能な水準がより高くなる事が期待される。

「基本所得」制のもう一つの特性はその財源を、第一次的に土地などの外的資源に求めている点である<sup>52</sup>。ここでいう外的資源には、ロック主義的リバータリアンが原始的領有の対象として考えていた自然物としての外的資源のみならず、人間の媒介を経た生産財である資産や資本なども含まれる。先行世代によって生み出された富はすべて共有の遺産として、現行世代によってその価値を均等にシェアされるべきものとみなされる。かくし

<sup>52</sup> Van Parijs, P. (1992) p.13 を参照の事。

て、「基本所得」制のエッセンスは、外的資源が経済的活動を通じてもたらすレントを第一次的財源とし、安全保障と自己所有権の確保という制約の下で、もっとも不遇な個人の機会集合を最大化するように——より精確には、レキシミン基準に基いて——基本所得を配分することとして定義される。

ところで、パレースの議論では、個々人の機会集合をいかにして定義されるのか、その大きさをいかにして比較評価されるのであろうか？これについては、ヴァン・パレースは機会集合をいわゆる個人の予算集合として考えている<sup>53</sup>。もちろん予算集合は、市場価格の変化に応じて可変的であるが、パレースは競争均衡価格で定義される予算集合をもって、個人の機会集合を定義している。その上で、いかなる機会集合の賦与の仕方が、先述したリアル・リバータリアンの 3 条件に整合的でありうるか？この問いに答えるにあたって、ヴァン・パレースはまず、個人間での才能や労働技能の違いがほとんど問題にならないような状況を想定する。そしてそのような想定の下では、全ての個人が外的資源の生産的利用から得る経済的レントを均等に分け合う初期賦存状態の達成こそ、実質的自由の機会集合のレキシミン分配を意味すると主張する。彼の主張の正当性は、厚生経済学における衡平配分理論で論じられる「無羨望基準」(Foley (1967))——どの個人も他者の分配分を自己のそれよりも高く評価する事がないような配分こそ望ましい——を介して以下のように説明される。すなわち、個人間での才能や労働技能の違いが問題とならない状況下では、全ての個人が外的資源の生産的利用から得る経済的レントを均等に分け合う初期賦存状態は無羨望基準を満たし、また、そのような初期賦存状態の下で実現される競争均衡配分はパレート効率性と無羨望基準双方を満たす。もっとも、パレート効率性と無羨望基準双方を満たす資源配分は、必ずしも外的資源の経済的価値の均等なシェアを前提しなくても達成しえるように思える。しかし、各個人の効用関数の連続微分可能か仮定されているラージ・エコノミーの下では、パレート効率性と無羨望基準双方を満たす資源配分は、外的資源の経済的価値の均等なシェアの下で達成される競争均衡配分だけである事も確認されている<sup>54</sup>。

それに対して、個人間での才能や労働技能の違いがある下では、外的資源の経済的価値の均等なシェアのみでは、才能や技能などの内的資源の賦存において不遇な境遇にある個人を補償するのに不十分であることが予想される。この点に関して、ヴァン・パレースはドゥオーキンの「資源の平等」論における「責任と補償」の観点に依拠しながら、個人の責任要因とは言い難い内的資源に関する不遇は、外的資源のより多い賦与によって補償されるべきであると主張している。ただし、その具体的な方法に関しては、ドゥオーキンの「仮想的保険市場」メカニズムを採用せず、代わりに「非支配的多様性(Undominated Diversity)」という基準を定式化した上で、それを満たすような配分方法を要請している<sup>55</sup>。

<sup>53</sup> Van Parijs, P. (1995 ; Section 2.6).

<sup>54</sup> Champsaur, P. and Laroque, G. (1981) を参照の事。

<sup>55</sup> Van Parijs, P. (1995 ; Chapter 3)。「非支配的多様性(Undominated Diversity)」基準は Ackerman (1980)に由来する概念であり、パレー스는その概念を拡張しつつ定式化している。

「非支配的多様性(Undominated Diversity)」とは、各個人に賦与する内的資源と外的資源の組み合わせ(「包括的資源(comprehensive resources)」と呼ばれる)に関する社会的ランキングの公理として定義される。すなわち、ある初期賦存に関して、全ての社会構成員が一致して、ある個人の初期賦存状態よりも他の個人のそれの方を強く選好するのであれば、この初期賦存は不公正な分配であると判断される。逆に、上記のような状況が起こらない限り、この初期賦存は公正な分配であると判断される<sup>56</sup>。

#### 4.2. ローマーによる「機会の平等」政策実行メカニズムとしての社会的厚生関数

ローマーの「機会の平等」論は、分配的正義に関する独自の規範理論の展開というよりも、リチャード・アーネソン(1990)の「厚生に対する機会の平等」論や G. A. コーエン(1990;1993)の「優位に対するアクセスの平等」論などの規範理論を踏まえ、それらを政策として実践的に遂行するための社会的厚生関数を定式化したものである。ドウウォーキン、セン、アーネソンやコーエン等は、「何の平等か?」というテーマで論争してきたわけで、そこでは平等化を図る測定単位をどこに求めるかということ巡って各々が規範理論的に自論を展開してきている。これらは各々、違った測定単位を用いた分配的正義論であるが、いずれの理論にも共通している理念は「責任と補償」原理であり、いわば非厚生主義的な分配的正義論に共有するものであると理解できる。

ローマーの議論は、こうした「責任と補償」論を共有の理念として展開された「何の平等か?」を巡る論争に参入して、彼独自の非厚生主義的な分配的正義論を展開したものではない。そうではなく、「責任と補償」論をベースにしつつ、個人の well-being(善き生)に関する何らかの測定単位が仮に選択されたとき、それをベースにいかなる政策メカニズムが決定されるべきか、その社会的選択と社会的遂行のメカニズムをデザインしたものである。それは、まず個人をそれぞれが帰属する社会的環境や境遇に応じて分割し、社会的に同一の環境的要因の持ち主であると認められた人々からなるクラスを作ることから始める。そして、同一のクラス内でそのクラスに属する個人々の努力水準を比較してランク付けを行う。社会的政策が実行すべき事は、互いに異なるクラスに属するものの、そのそれぞれのクラス内での努力水準のランクが同一であるような諸個人の間での帰結の不平等を、出来る限り解消するための再分配なり社会的補償なりを行う事とされる。

その際に帰結の不平等がいかにして測られるべきかという問題は、「何の平等か?」を巡る規範理論に依存する問題であり、ローマーはその問題に対しては中立的態度を採っている。何らかの well-being(善き生)に関する何らかの測定単位が社会的に選択されている事が議論の前提とされており、その well-being メジャーによって帰結の不平等の程度が評価されていると考えればよい。個人々の境遇に応じたクラス分けの作業も、何を以って同一の環境的要因の持ち主であるか否かを判断するための規範理論を前提にしなければならず、「何の平等か?」を巡る分配的正義論はこうした問題についての判断材料をも提供

<sup>56</sup> 以下、リアル・リバータリアンの議論の数理的定式化に関しては、後藤・吉原(2004)及び吉原(2005)を参照載きたい。



するものとして位置づけられる。しかし、ローマー自身はやはり、特定の規範理論に基づく判断にコミットする事は控えており、いかなる環境的要因に応じて人々をクラス分けすべきという課題も、何らかの規範理論を参照しつつ社会的に意思決定されるべき問題として、彼自身の判断は保留している。

以上のローマーの議論を、ローマー(1998)に即して、数理モデルでの定式を用いつつ再構成しよう。今、政策当局が把握している経済についてのデータとして、タイプの集合  $\mathbf{T} = \{1, 2, \dots, T\}$  が与えられているとしよう。ここで、一つのタイプ  $t \in \mathbf{T}$  はある同じ境遇に属する個人から構成されているものである。境遇とは、個人間の統制を超えて、彼らの帰結に影響を及ぼすある自然的・社会的な環境的要因の集合を指す。一つのタイプ  $t \in \mathbf{T}$  の母集団に占める頻度を  $p^t$  で表す。タイプ  $t \in \mathbf{T}$  に属する個人が享受できる優位の達成水準を  $u^t(x, \varepsilon)$  で記述する。但し、 $x$  はこの個人が消費できる資源(所得額)を表し、 $\varepsilon$  を彼の努力水準とする。優位関数  $u^t$  の解釈として、例えば、出身家計のタイプ  $t \in \mathbf{T}$  に属する子弟の達成教育水準を  $u^t(x, \varepsilon)$  で表すものと見なせる。その場合、優位関数  $u^t$  は資源と努力水準双方の単調増加関数と見なせる。他方、優位関数  $u^t$  を個人間比較可能な基数的効用関数と見なす事も可能である。この場合、 $u^t$  は  $x$  に対して単調増加であろうが、努力水準  $\varepsilon$  に対しては単調減少と見なすのが伝統的な新古典派経済学のアプローチである。すなわち、優位関数  $u^t$  の性質は、優位の概念に基づいて可変的である。

政策当局は母集団内で生産された資源を配分する政策を選択しなければならないと想定しよう。一つの政策は関数のプロフィール  $\varphi = (\varphi^1, \dots, \varphi^T)$  であって、各  $\varphi^t$  はタイプ  $t \in \mathbf{T}$  に属する個人が努力水準  $\varepsilon$  を費やしたときの資源の量  $\varphi^t(\varepsilon)$  を記載するものとする。一つの政策を配分ルールと呼ぼう。ところで各個人の努力水準は、配分ルールに応じて可変的であると見なすのが自然であろう。配分ルール  $\varphi$  に対応して定まるタイプ  $t \in \mathbf{T}$  の努力水準の分布は、確率分布関数  $F_\varphi^t$  によって特徴付けられるものとする。この確率分布関数は、配分ルール  $\varphi$  に対応して定まる、タイプ  $t \in \mathbf{T}$  に属する個人間での努力水準のランキングを与えるものである。また、配分ルール  $\varphi$  の下で、努力分布の  $\pi$  番百分位数に属する努力水準を供給するタイプ  $t \in \mathbf{T}$  の個人の努力水準の値を  $\varepsilon^t(\pi, \varphi^t)$  で記述する事としよう。すなわち、 $\varepsilon^t(\pi, \varphi^t)$  は

$$\pi = \int_0^{\varepsilon^t(\pi, \varphi^t)} dF_\varphi^t$$

によって定義される。すなわち、配分ルール  $\varphi$  の下でタイプ  $t \in \mathbf{T}$  に属する個人の努力水準が  $\varepsilon^t(\pi, \varphi^t)$  であるとき、努力水準に関するタイプ  $t \in \mathbf{T}$  内での彼の相対的ランクは、 $\pi$  番百分位数に相当すると解釈される。

次に、配分ルール  $\varphi$  が所与の下で、努力分布の  $\pi$  番百分位数に属する努力水準を供給するタイプ  $t \in \mathbf{T}$  の個人の間接優位関数を  $v^t(\pi; \varphi^t)$  で表そう。この関数は

$$v^t(\pi; \varphi^t) = u^t\left(\varphi^t\left(\varepsilon^t(\pi, \varphi^t)\right), \varepsilon^t(\pi, \varphi^t)\right)$$

によって定義される。以下、単純化のため、タイプの意味をその属性を持った個人の所得獲得能力を表すものとしよう。すなわちタイプ  $t \in \mathbf{T}$  の所得獲得関数  $\theta^t$  が存在し、これは努力水準に対して資源を割り当てる、すなわち  $x = \theta^t(\varepsilon)$  となる。すると、配分ルール  $\varphi$  の予算均等条件は:

$$\sum p^t \int \varphi^t(\varepsilon) dF_{\varphi^t}^t = \sum_{t=1}^T p^t \int \theta^t(\varepsilon) dF_{\varphi^t}^t$$

によって定義される。ここで右辺の  $\int \theta^t(\varepsilon) dF_{\varphi^t}^t$  は、配分ルール  $\varphi$  の下でタイプ  $t \in \mathbf{T}$  に属する個人がそれぞれ稼得した所得の総量を表す。同じタイプ内では、同じ努力を費やした個人は同じ所得を稼ぐので、それをタイプ内での同じ努力水準を費やす個人の確率測度でウェイト付けする形で、所得総量を算出している。また、タイプ  $t \in \mathbf{T}$  の頻度は  $p^t$  なので、結局、右辺  $\sum_{t=1}^T p^t \int \theta^t(\varepsilon) dF_{\varphi^t}^t$  は、社会全体の事前の平均所得を表している。他方、左辺の  $\sum p^t \int \varphi^t(\varepsilon) dF_{\varphi^t}^t$  は事後の平均所得を表す。そのうち  $\int \varphi^t(\varepsilon) dF_{\varphi^t}^t$  は配分ルール  $\varphi$  の下でタイプ  $t \in \mathbf{T}$  に事後的に付与される所得を、タイプ内での同じ努力水準を費やす個人の確率測度でウェイト付けして、その平均値を算出したものである。

以上の準備の下で、「機会の平等」化政策は以下の最適化問題:

$$\max_{\varphi} \int_0^1 \min_{t \in \mathbf{T}} v^t(\pi; \varphi^t) d\pi$$

$$\text{s.t. } \sum p^t \int \varphi^t(\varepsilon) dF_{\varphi^t}^t = \sum_{t=1}^T p^t \int \theta^t(\varepsilon) dF_{\varphi^t}^t$$

の解として定義される。すなわち、ローマーの「機会の平等」論を体現する社会的厚生関数は  $\int_0^1 \min_{t \in \mathbf{T}} v^t(\pi; \varphi^t) d\pi$  であり、この関数を予算均等式の制約条件の下で最大化するような配分ルールを選択こそが、「機会の平等」化政策の目的である。そのような配分ルールを  $\varphi^{EOP}$  と

記すこととしよう。

この「機会の平等」化社会的厚生関数(以下、**EOp** 社会的厚生関数と呼ぼう)は、以下のように解釈できる。第一に、各値  $\pi \in [0,1]$  は、各タイプ内での努力水準のランキングを反映する百分位数であり、各  $\pi$  番百分位数に関して、そのランクに属する努力水準を供給する個人の間接優位水準のタイプに跨る最小値を選抜する。従って、 $\min_{t \in T} v^t(\pi; \varphi^t)$  が各  $\pi$  番百分位数に関して決定される。第二に、努力水準のタイプ内相対ランクに関して、タイプに跨って最も不遇な間接優位水準の総和を取る。それが  $\int_0^1 \min_{t \in T} v^t(\pi; \varphi^t) d\pi$  である。

この **EOp** 社会的厚生関数は、ロールズのマキシミン型社会的厚生関数及び功利主義的社会的厚生関数のこのモデル内での定式と比較することが可能である。ロールズのマキシミン型社会的厚生関数はこのモデル内では

$$\min_{t \in T, \pi \in [0,1]} v^t(\pi; \varphi^t)$$

と定義され、この関数を予算均等式の制約条件の下で最大化するような配分ルールを選択こそがロールズのマキシミン政策の目的となる。そのような配分ルールを  $\varphi^R$  と記すこととしよう。他方、功利主義的社会的厚生関数はこのモデル内では

$$\sum_{t \in T} p^t \int_0^1 v^t(\pi; \varphi^t) d\pi$$

によって定義される。すなわち、予算均等式の制約条件の下で、母集団全体の平均優位水準を最大化するような配分ルールを選択こそが功利主義的政策の目的となる。そのような配分ルールを  $\varphi^U$  と記すこととしよう。

**EOp** 社会的厚生関数は、各タイプ内での個人の努力水準の相対的ランクは、その選択の及ぼす帰結への影響に関して個人は責任を有すると判断しており、他方、個人の属するタイプは個人の自由な選択を超えた環境的要因であるので社会的補償の対象と見なすものであった。他方、ローマーに従えば、ロールズのマキシミン型社会的厚生関数は、個人の属するタイプのみならず、個人の選択可能なタイプ内努力水準の相対的ランクをも、それがもたらす優位水準の帰結に対して社会的補償の対象と見なす立場を体现している。また、タイプの集合を非常に大きくする事でタイプによる母集団の分割を非常に細かいものにする結果、各タイプに属する個人の集合は非常に小さくなっていくが、そうなるにつれて **EOp** 社会的厚生関数はロールズのマキシミン型社会的厚生関数に近似していく、と見なすことも出来る。他方、功利主義的社会的厚生関数は、個人の選択可能なタイプ内努力水準の相対的ランクのみならず、個人の属するタイプも含めて、その優位水準の帰結に及ぼす影響に対して個人の責任を課す立場を体现していると解釈される。すなわち、個々人が彼らの帰結する優位水準に関して完全に責任を負うべきものと解釈されるようなもつとも「自由主義的」な解釈の下では、**EOp** 社会的厚生関数は功利主義的社会的厚生関数に還元

されるのである。

## 5. 結びに代えて

以上、本稿では分配的正義に関する現代の主要な規範理論の議論について概観した。その大きな流れの特徴は、厚生主義的な分配的正義論への批判を出発点として、非厚生主義的な分配的正義論への理論的フレームワークの拡張であり、また、「責任と補償」論の視角を共通のベースに置きつつも、「何の平等か？」を巡る政治哲学における論争に啓発された、多様な規範的経済理論の展開が見られるという事である。

「何の平等か？」に関する論争では、平等化を図る測定単位をどこに求めるかということを巡って、ドゥウオーキン、セン、アーネソン、及びコーエンの各々が規範理論的に自論を展開してきた。ドゥウオーキンは譲渡可能な外的資源のみならず譲渡不可能な内的資源をも含めた「包括的資源」を測定単位とした平等論を展開し、センは「機能」の機会集合としての「潜在能力」に関する平等論を、アーネソンは各個人の将来期待効用の機会集合に関する平等論をそれぞれ展開する。他方、コーエンの「優位に関するアクセス」という概念は、センの「潜在能力」概念に類似したものである。こうした議論を踏まえ、ローマーを中心とする現代の規範的経済学研究者は、それらの規範理論を経済的資源配分の政策に生かすための基礎理論の構築に携わってきているのである。

紙面の制約上、割愛せざるを得なかったが、本稿では触れる事になかった多くの規範的経済理論における貢献が、分配的正義論の分野では存在する。それらについては吉原(2003)、後藤・吉原(2004)、及び吉原(2005)などでより詳細に論じているので、興味のある方はお読み戴きたい。また、本稿の冒頭で言及した、福祉国家制度の再編成を巡る論争も、分配的正義論に深く関わる問題であり、これらの問題に対して分配的正義論は基礎理論を提供する事が出来る。しかしながらそれら非厚生主義的規範理論が福祉国家制度の再編成などの問題においてどのように応用可能か、それらの諸基準が実践され得るかについては、現在も尚、進行途上の研究プロジェクトである事も指摘しておきたい。そしてこうした応用問題へのアプローチとしてもっとも先行的な研究成果を出してきているのが、ローマー(1998)の「機会の平等」論アプローチなのである。

他方、非厚生主義的な分配的正義論が経済的資源配分問題に関する説得的な基準を与えるとしても、我々は尚、厚生主義的な基準の全てを棄却すべしという立場に立つ必要はない。本稿の第1節でも言及したように、厚生主義的価値と非厚生主義的規範的価値の双方を参照可能とする、より包括的な社会的評価の仕組みを確立することが求められることになる。こうした問題に関しては、本稿では直接答える紙面上の余裕はもはや存在しないが、関心のある方は吉原(2005)を参照いただきたい。

## 参考文献

- Ackerman, B. A. (1980): *Social Justice in the Liberal State*, Yale University Press, New Haven.
- Arneson, R., 1989: "Equality and Equal Opportunity for Welfare," *Philosophical Studies* **56**, 77-93.
- Bossert, W., 1995: "Redistribution Mechanisms Based on Individual Characteristics," *Mathematical Social Science* **29**, 1-17.
- Champsaur, P. and Laroque, G. (1981): "Fair Allocation in Large Economies," *Journal of Economic Theory* **25**, pp. 269-82.
- Cohen, G. A., 1985: "Nozick on Appropriation," *New Left Review* **150**, 89-107.
- Cohen, G. A., 1986: "Self-Ownership, World Ownership, and Equality: Part 2," *Social Philosophy & Policy* **3**, 77-96.
- Cohen, G. A., 1989: "On the Currency of Egalitarian Justice," *Ethics* **99**, 906-44.
- Cohen, G. A., 1993: "Equality of What ? On Welfare, Goods, and Capabilities," in M. Nussbaum and A. K. Sen (ed.), *The Quality of Life*, Oxford University Press: Oxford.
- Dworkin, R., (1981a): "What is Equality? Part 1: Equality of Welfare," *Philosophy & Public Affairs* **10**, pp. 185-246.
- Dworkin, R., (1981b): "What is Equality? Part 2: Equality of Resources," *Philosophy & Public Affairs* **10**, pp. 283-345.
- Dworkin, R., (2000): *Sovereign Virtue*, Harvard University Press: Cambridge.
- Fleurbaey, M., 1994: "On Fair Compensation," *Theory and Decision* **36**, 277-307.
- Fleurbaey, M., 1995a: "Three Solutions to the Compensation Problem," *Journal of Economic Theory* **65**, 505-521.

Fleurbaey, M., 1995b: "Equality and Responsibility," *European Economic Review* **39**, 683-689.

Fleurbaey, M., 1995c: "The Requisite of Equal Opportunity," in W. A. Barnett, H. Moulin, M. Salles, and N. J. Schofield (ed.), *Social Choice, Welfare, and Ethics*, Cambridge University Press: Cambridge.

Fleurbaey, M., 1995d: "Equal Opportunity or Equal Social Outcome," *Economics and Philosophy* **11**, 25-56.

Fleurbaey, M. and Maniquet, F., 1996: "Fair Allocation with Unequal Production Skills: the No-Envy Approach to Compensation," *Mathematical Social Sciences* **32**, 71-93.

Fleurbaey, M. and Maniquet, F., 1999a: "Fair Allocation with Unequal Production Skills: the Solidarity Approach to Compensation," *Social Choice and Welfare* **16**, 569-584.

Fleurbaey, M. and Maniquet, F., 1999b: "Compensation and Responsibility," mimeo.

Foley, D. (1967): "Resource Allocation and the Public Sector," *Yale Economic Essays* **7**, pp. 45-98.

Gaspart, F., 1998: "Objective Measures of Well-Being and the Cooperative Production Problem," *Social Choice and Welfare* **15**, 95-112.

Gintis, H. (1972): "Consumer Behavior and the Concept of Sovereignty: Explanation of Social Decay," *American Economic Review* **42**, pp. 267-278.

Gotoh, R., and Yoshihara, N., 1999: "A Game Form Approach to Theories of Distributive Justice: — Formalizing the Needs Principle —," in de Swart, Harrie., eds., *Logic, Game Theory and Social Choice*, Tilburg: Tilburg University Press, 168-183.

Gotoh, R., and Yoshihara, N., 2003: "A Class of Fair Distribution Rules à la Rawls and Sen," *Economic Theory* **22**, 66-88.

Gotoh, R., Suzumura, K., and N. Yoshihara, (2005): "Extended Social Ordering Functions for Rationalizing Fair Game Forms in the sense of Rawls and Sen," *International Journal of Economic Theory* **1**, pp. 21-41.

Hick, J. R. (1959): *Essays in World Economics*, Clarendon Press, Oxford. (大石泰彦訳『世界経済論』岩波書店, 1964)

Iturbe-Ormaetxe, I., and Nieto, J., 1996: "On Fair Allocation and Monetary Compensation," *Economic Theory* **7**, 125-138.

Mas-Colell, A., 1980. Remarks on the Game Theoretic Analysis of a Simple Distribution of Surplus Problem. *International Journal of Game Theory* **9**, 125-140.

Moulin, H., 1987. A Core Selection for Pricing a Single Output Monopoly. *Rand Journal of Economics* **18**, 397-407.

Moulin, H., 1990. Joint Ownership of a Convex Technology: Comparison of Three Solutions. *Review of Economic Studies* **57**, 439-452.

Moulin, H., and Roemer, J. E., 1989. Public Ownership of the World and Private Ownership of Self. *Journal of Political Economy* **97**, 347-67.

Nozick, R. (1974): *Anarchy, State and Utopia*, Oxford: Basil Blackwell. (嶋津格訳, 『アナキー・国家・ユートピア』上・下, 木鐸社, 1985/89)

Pattanaik, P. K., and Xu, Y. (1990): "On Ranking Opportunity Sets in terms of Freedom of Choice," *Recherches Economiques de Louvain* **56**, pp. 383-390.

Pazner, E., and Schmeidler, D., 1974: "A Difficulty in the Concept of Fairness," *Review of Economic Studies* **41**, 441-443.

Pigou, A. C. (1932): *The Economics of Welfare*, MacMillan & Co., London, 1950. (永田清監修, 気賀健三・千種義人・鈴木諒一・福岡正夫・大熊一郎共訳, 『厚生経済学 I, II, III, IV』, 東洋経済新報社)

Rawls, J. (1971): *A Theory of Justice*, Harvard Univ Press, Cambridge.

- Rawls, J. (1993): *Political Liberalism*, Columbia Univ Press, Cambridge.
- Roemer, J. E. (1982): *A General Theory of Exploitation and Class*, Harvard Univ Press, Cambridge.
- Roemer, J. E., 1985: "Equality of Talent," *Economics and Philosophy* **1**, 151-181.
- Roemer, J. E., 1986: "Equality of Resource Implies Equality of Welfare," *Quarterly Journal of Economics* **101**, 751-784.
- Roemer, J. E., 1987: "Egalitarianism, Responsibility, and Information," *Economics and Philosophy* **3**, 215-244.
- Roemer, J. E., 1988: "Axiomatic Bargaining Theory on Economic Environment," *Journal of Economic Theory* **45**, 1-31.
- Roemer, J. E., 1994. *Egalitarian Perspectives: Essays in Philosophical Economics*. Cambridge Univ Press: Cambridge.
- Roemer, J. E., 1996. *Theories of Distributive Justice*. Harvard Univ Press: Cambridge.
- Roemer, J. E., 1998. *Equality of Opportunity*. Harvard Univ Press: Cambridge.
- Roemer, J. E., and Silvestre, J., 1989: "Public Ownership: Three Proposals for Resource Allocation," Department of Economics Working Paper No. 307, University of California, Davis.
- Roemer, J. E., and Silvestre, J., 1993: "The Proportional Solution for Economies with Both Private and Public Ownership," *Journal of Economic Theory* **59**, 426-444.
- Sen, A. K., 1979: "Utilitarianism and Welfarism," *Journal of Philosophy* **76**, 463-489.
- Sen, A. K. (1980): "Equality of What ?" in S. McMurrin (ed.), *Tanner Lectures on Human Values*. **1**, Cambridge University Press, Cambridge.



- Sen, A. K. (1985): *Commodities and Capabilities*, North-Holland: Amsterdam.
- Thomson, W., 1988: “A Study of Choice Correspondences in Economies with a Variable Number of Agents,” *Journal of Economic Theory* **46**, 237-254.
- Van Parijs, P. (1992): “Competing Justification of Basic Income,” in van Parijs, P. (ed.) *Arguing for Basic Income*, Verso, London, pp. 1-43.
- Van Parijs, P. (1993): *Marxism Recycled*, Cambridge University Press, Cambridge.
- Van Parijs, P. (1995): *Real Freedom for All: What (if Anything) can Justify Capitalism*, Oxford University Press, Oxford.
- Varian, H. R., 1974: “Equity, Envy, and Efficiency,” *Journal of Economic Theory* **9**, 63-91.
- Xu, Y. (2002): “Functioning, Capability, and the Standard of Living——an Axiomatic Approach,” *Economic Theory* **20**, pp. 387-399.
- Xu, Y. (2003): “On Ranking Compact and Comprehensive Opportunity Sets,” *Mathematical Social Sciences* **45**, pp. 109-119.
- Yoshihara, N., 1998. Characterizations of Public and Private Ownership Solutions. *Mathematical Social Sciences* **35**, 165-184.
- Yoshihara, N., 2000: “On Efficient and Procedurally-Fair Equilibrium Allocations in Sharing Games,” Discussion Paper No. 397, The Institute of Economic Research, Hitotsubashi University.
- Yoshihara, N., 2003: “Characterizations of Bargaining Solutions in Production Economies with Unequal Skills,” *Journal of Economic Theory* **108**, 256-285.
- Yoshihara, N., 2005: “Solidarity and Cooperative Bargaining Solutions,” forthcoming in the Banach Center Publication series, *Game Theory and Mathematical Economics* **2004**.
- 今田高俊(2004): 「福祉国家とケアの倫理——正義の彼方へ——」(塩野谷・鈴木・後藤編(2004) ; 第13章), pp. 235-262.

奥野正寛・鈴木興太郎(1988): 『ミクロ経済学 II』(岩波書店).

後藤玲子・吉原直毅(2004) 「『基本所得』政策の規範的経済理論——『福祉国家』政策の厚生経済学序説——」, 『経済研究』第 55 巻第 3 号, pp. 230-244

斉藤純一 編 (2004): 『福祉国家／社会的連帯の理由』(ミネルヴァ書房).

塩野谷祐一・鈴木興太郎・後藤玲子 編 (2004): 『福祉の公共哲学』(東京大学出版会).

新川敏光 (2004): 「福祉国家の危機と再編: ——新たな社会的連帯の可能性を求めて——」(斉藤編(2004); 第 1 章), pp. 13-53.

鈴木興太郎・吉原直毅(2000): 「責任と補償: 厚生経済学の新しいパラダイム」, 『経済研究』第 51 巻 2 号, pp. 162-184.

常木 淳(2000): 『費用便益分析の基礎』(東京大学出版会).

宮本太郎(2004): 「就労・福祉・ワークフェア」(塩野谷・鈴木・後藤編(2004); 第 12 章), pp. 215-34.

吉原直毅(1999): 「分配的正義の理論への数理経済学的アプローチ」, 高増明・松井晃編 『アナリティカル・マルクシズム』(ナカニシヤ出版), pp. 152-175.

吉原直毅(2003): 「分配的正義の経済理論——責任と補償アプローチ——」, 『経済学研究』(北海道大学) 53-3, pp. 373-401.

吉原直毅(2005): 「『福祉国家』政策論への規範経済学的基礎付け」, forthcoming in 『経済研究』 57-1.